

## 【史料紹介】

安房妙本寺蔵 日興写本『一代五時鷄図』・某筆『王代記並八幡菩薩事』

*Ichidai-Goji-Keizu (MM of Nikko) and Odaiiki and Hachiman Bosatsu no koto (Anon.) in the Collection of Awa-Myohonji Temple*

佐藤博信

SATO Hironobu

坂井法暉

SAKAI Hoyō

**要旨** ここに紹介する文書二点は、いずれも安房妙本寺（千葉県安房郡鋸南町吉浜）に所蔵されるもので、このたび所蔵者の快諾を得て、翻刻・掲載のはこびとなった。文書の一つは日蓮本弟子（六老僧）の一人、白蓮阿闍梨日興（一二四六～一三三三）の筆写による日蓮遺文『一代五時鷄図』、もう一つは筆者不明の『王代記並八幡菩薩事』である。二点ともに、初期日蓮教団の研究に裨益するところはなほ大きく、また中世を生きた僧侶の、学問のありかたを窺うことのできる貴重な史料でもある。関連史料についても合わせてとりあげた。

### 一、日興写本『一代五時鷄図』

と思われ、さらに継目裏には黒印が押されている。各紙の寸法は次のとおり。

紙	寸法
1	37.2
2	46.1
3	46.1
4	46.1
5	46.0
6	46.0
7	46.2
8	46.1
9	45.8
10	46.1
11	54.1
12	52.9

最初に当文書の伝来および書誌について紹介しよう。現存する当文書の箱書に「御真筆一代五時之鷄図」、また同寺十五世日侃（一二二五～一六〇一）の「日興相伝之大事写」（『妙本寺文書』一九二、一九三号）に「一代五時系図（御真筆也）」とあるから、少なくとも戦国期には、当文書を日蓮真蹟と伝えていたことがわかる。当文書の全体を見わたすと、文字が継目をわたっているのので、日興は料紙（楮紙、十二枚）をつないだ上で書写したことが柄焉で、各紙の裏には「一」から「十二」の丁付がある。この丁付も日興筆

また第一紙の裏に異筆にて「以上十二丁」、第十二紙の裏に異筆にて「十二枚ノラク」の書き入れがある。当文書は十二紙で完結とも考えられるが、一つ留意すべき事項として、当文書の底本と考えられる西山本門寺（静岡県富士宮市）所蔵本『一代五時鷄図』（以下「西山本」と略称す）の裏には、日蓮筆にて撰折論に関する要文

(日蓮筆「断簡二五〇号」)<sup>②</sup>が記されていることがあげられる。

この表裏の関係については、すでに寺尾英智氏が一連のものとして指摘しており、北山本門寺(静岡県富士宮市)所蔵の日興写本『一代五時鷄図』も、表裏を一連の文書として写しているから、あるいは当文書にも、十三紙以降に同文が存在していた可能性もあろう。

次に『一代五時鷄図』について簡略に記しておく。そもそも『一代五時鷄図』とは、日蓮が智顛の「五時八教判」にもとづいて法華経の最勝たることを示すために図顕したもので、日蓮は晩年にいたるまで、少なくとも十点を図示している。本稿にて紹介する日興写本は、先述のとおり、内容から西山本『一代五時鷄図』を底本としていることがわかる。

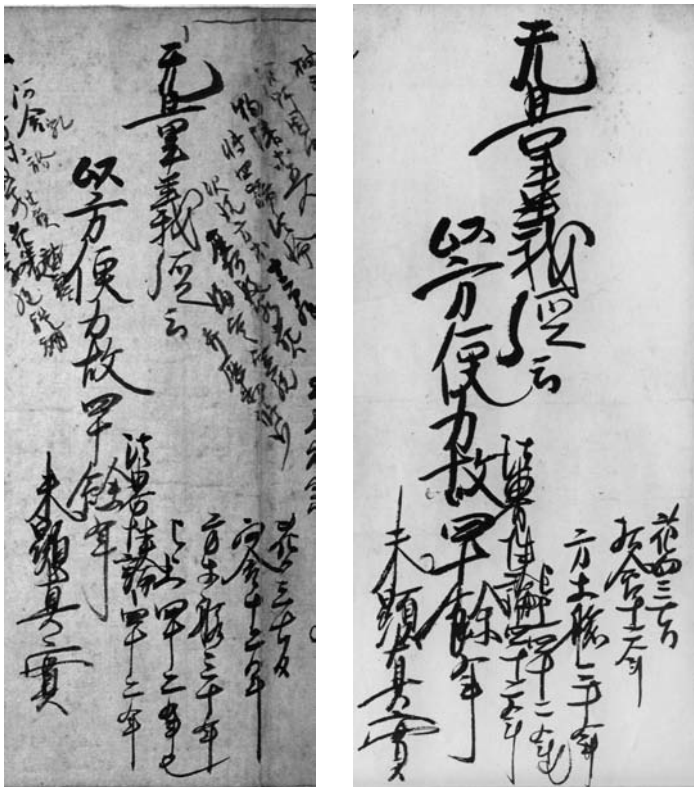
西山本を日蓮が図顕したのは、日蓮の佐渡在島期間中である文永九年(一二七二)と推定され、またその内容は、同じく佐渡在島中に著した『開目抄』・『八宗違目抄』・『顕謗法抄』と密接なものがある。当文書を書写した日興は、日蓮の佐渡流罪に随伴していることから、西山本は随伴時、日興が日蓮から授けられ、日興門流の本山である西山本門寺に伝えられたとも考えられよう。

西山本については、すでに『昭和定本日蓮聖人遺文』<sup>⑧</sup>等に翻刻されておき、その内容は周知されているが、ここに日興写本を紹介する意義は次の点にある。

一つには【図1】に示したとおり、日興が日蓮の真蹟を臨写していること。日蓮の真蹟については、功德院日通<sup>⑨</sup>(一五五一〜一六〇八)や寂照院日乾<sup>⑩</sup>(一五六〇〜一六三五)等による臨写本がのこされているけれども、日興写本の存在は、日蓮直弟の段階で、日蓮真蹟の臨写が行われていたことを示すものとして注目される。

もう一つは、日興が独自に書き込んだ二点の要文である。一点目は、「華嚴経」の傍らに『涅槃経』十四「聖行品」の一節を注している(24頁参照)。同文については日蓮の『注法華経』<sup>⑪</sup>に一致する注記があり、また日蓮は『開目抄』に同文を引いて「此等の経文を法華経の已今当・六難九易に相對すれば、月に星をならへ、九山に須弥を合たるにいたり、しかれども華嚴宗の澄観、法相・三論・真言等の慈恩・嘉祥・弘法等の仏眼のことくなる人猶此文にまことへり」と、法華経と華嚴経の勝劣を論じており、日興の注記もまさに、両経の勝劣を論じることに意があると思われる。

二点目は『無量義経』説法品二の「四十余年未顕真実」の文に関



【図1】④西山本(日蓮筆) ⑤日興写本

する注記で、日興はこれを「浅深次第文」として同品の「善男子、我起樹王詣波羅奈鹿野園中、為阿若拘隣等五人轉四諦法輪、次説方等十二部經摩訶般若華嚴海空宣説菩薩歷劫修行」（26頁参照）の一文を加えている。当文は釈迦が法華經已前に説いた種々の經典を列挙したもので、日興は「四十余年未蹟真実」の一文と当文とを勘合することによって、これらの経々が法華經に劣ることを強調する意があつたと思われる。

いずれにせよ、日興が西山本を座右に据え、種々研鑽していたことが窺えよう。そのことは日興による西山本の写しが、この妙本寺本のみならず、北山本門寺・大石寺（静岡県富士宮市）・正法寺（山梨県昭和町）にも伝えられ、日興がいくどとなく書写を重ねていることから確認されるのである。<sup>15)</sup>

なお、当文書に日興の書写したことを示す識語は存在しないが、日興が独自に注記を加えた箇所は、日蓮真蹟の臨写ではなく、日興独特の筆致で記されており、筆蹟の照合により、全体を日興写本と判断した【図2】。

日興筆	当文書
	

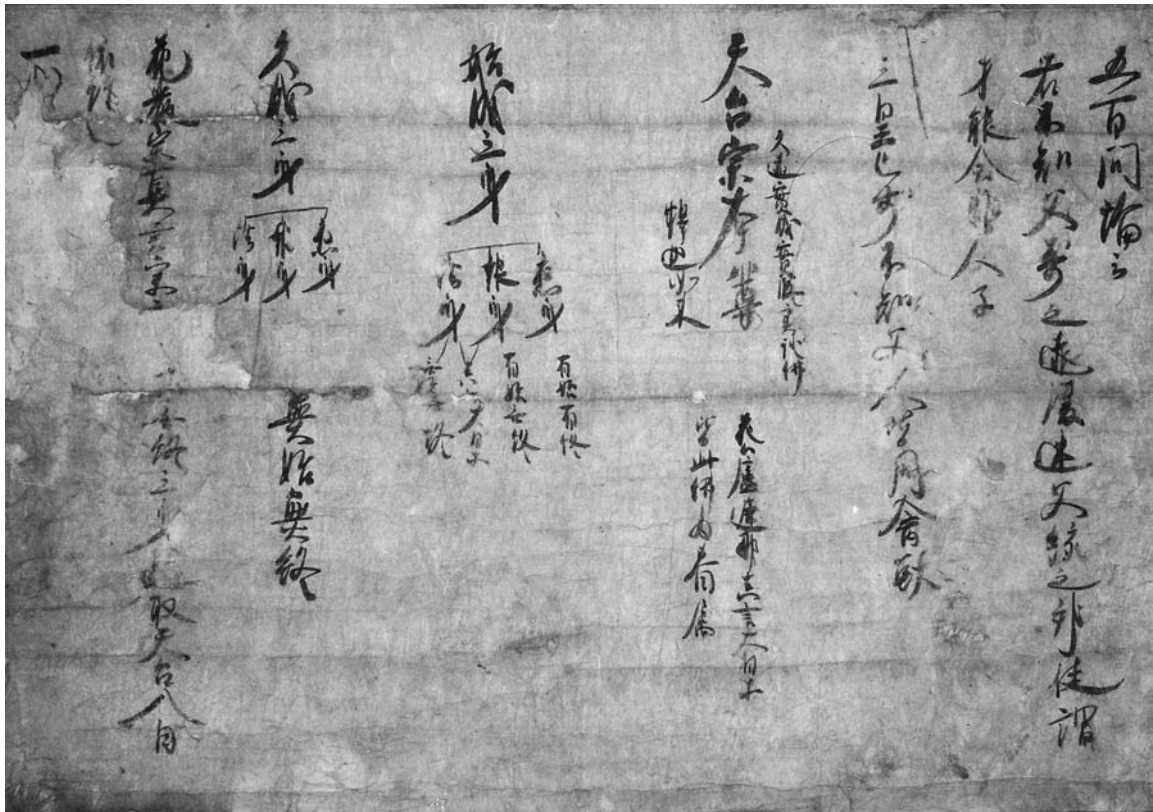
【図2】

《附論》長應寺（北海道幌延町）藏『一代五時鷄図』について

次に日興写本『一代五時鷄図』に関する史料として長應寺所蔵本『一代五時鷄図』について取りあげたい。長應寺本については、すでに法華宗（陣門流）教学部編『宗宝靈跡審議委員会会報』第一輯（一九八七年十二月）に写真紹介され、また岡元練城氏は、裏書によって、長應寺本は妙本寺旧蔵文書であつたことを指摘している。<sup>16)</sup> その表裏の写真・訳文は次頁以降に掲げたとおりである（※写真提供・山上弘道氏）。

まず本文「五百問論云」以下は、法華宗（陣門流）教学部の指摘するように、西山本と一致することから、同写本の断片であることがわかる。また裏書から、当文書はかつて「房州吉浜村妙本寺重宝内」であつたが、「有子細」つて長應寺が「求得」したことがわかる。当文書を長應寺が「求得」した時期、妙本寺では住持の日濃が重宝を売却し、その多くを流出させてしまった。<sup>17)</sup> 时期的に見て、おそらくは当文書も、この時に売却されたものとみられる。妙本寺文書の伝来を知る上でも貴重な史料といえよう。

また当文書が妙本寺現存の日興写本『一代五時鷄図』と同じく、西山本の断片であることも興味深い。当文書が妙本寺旧蔵であることを勘合すれば、おそらく当文書の底本は、妙本寺現存の日興写本であつたと考えられるのである。



五百問論云

若不知父壽之遠 復迷父統之邦 徒謂  
才能全非人子

三皇已前不知父 人皆同禽獸

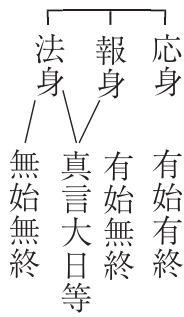
久遠實成實修實証仙

天台宗本尊

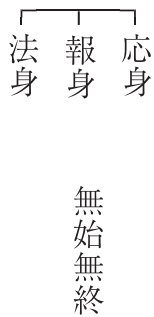
釈迦如来

華嚴盧舍那真言大日等  
皆此仏為眷属

始成三身



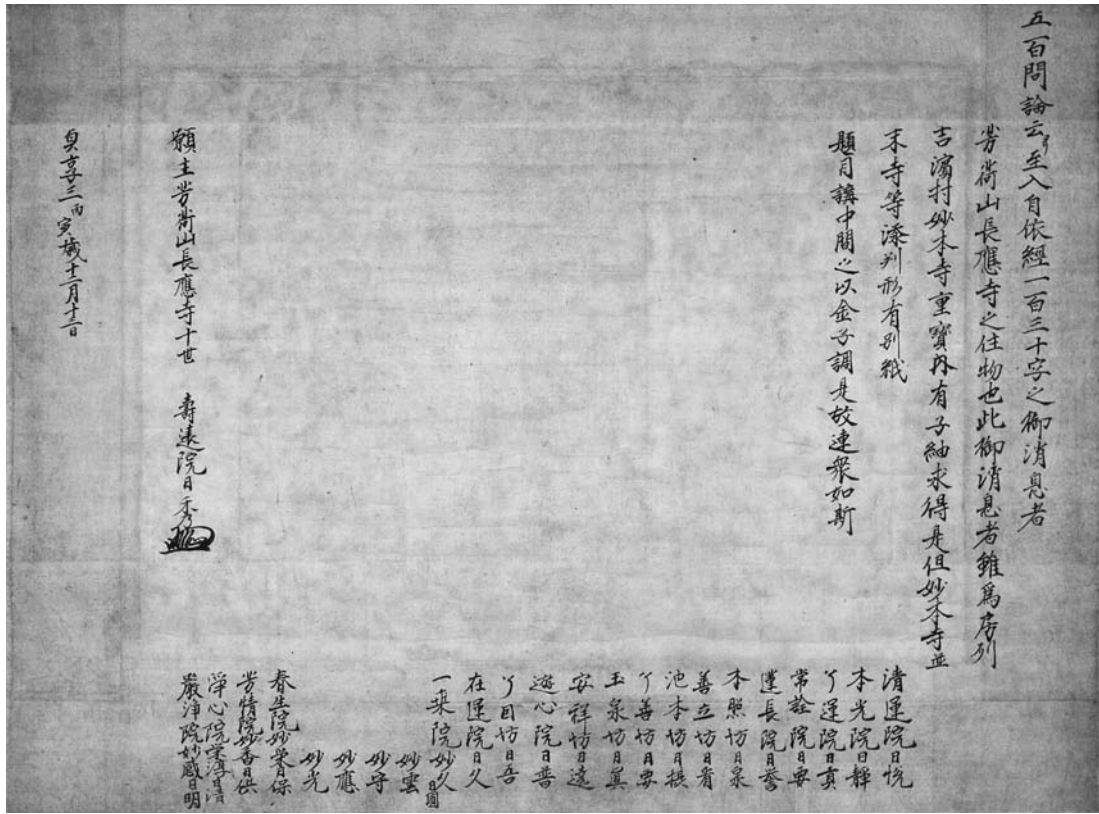
久成三身



華嚴宗真言宗 □□□□無終三身 □取天台入自  
(立無始) (盜)

依經也

一 □ □



五百問論云ヨリ至入自依經一百三十字御消息者

芳荷山長應寺之住物也 此御消息者雖為房州  
吉濱村妙本寺重宝内 有子細求得是但妙本寺並  
末寺等添判形有別紙  
題目講中間之以金子調是故連衆如斯

清運院日悦  
本光院日靜  
了運院日貢  
常詮院日要  
蓮長院日譽  
本照坊日泉  
善立坊日看  
池本坊日撰  
了善坊日要  
玉泉坊日真  
安祥坊日遠  
遊心院日普  
了因坊日吾  
在運院日久  
一乘院妙久日圓

妙雲  
妙守  
妙心  
妙光

春生院妙榮日保  
芳情院妙香日供  
淨心院榮淳日清  
嚴淨院妙感日明

願主芳荷山長應寺十世 壽遠院日秀(花押)

貞享三丙寅歲十二月十三日

## 二、某筆『王代記並八幡菩薩事』

当文書の原本にタイトルはないが、内容にしたがって、仮に『王代記並八幡菩薩事』と題しておいた。<sup>16</sup> 本書の形態は卷子本一巻（全八紙＝楮紙）で完結している。各紙の寸法は次のとおり。

紙	寸法
1	47,5
2	46,6
3	46,2
4	46,6
5	47,0
6	47,0
7	47,0
8	44,6

また継目裏に先の日興写本『一代五時鷄図』と同じ黒印が捺され、異筆と思われる丁付（一―七）がある。料紙も軸装も、先の日興写本『一代五時鷄図』と同じであることから、セットで伝えられたと考えられよう。

当文書の作者・筆者については、残念ながら現時点では特定できなかった。ただ後掲のとおり原文の左右に音訓をほどこして、稚児や沙弥の初等教育に用いていたのではないかと思われる。日興筆による同様の要文が北山本門寺に現存している<sup>17</sup>ので、当文書もあるいは日興筆かと思われるけれども即断はさけておく。

本書の内容は次の三つに大別できる。最初に「神世十二代（天神七代・地神五代）」の記事、次いで「王代記云」以下の「人王十六代（神武く応神）」に関する記事、そして十六代の応神天皇を八幡菩薩とし、末尾まで八幡菩薩の本地や示現に関する託宣、特に法華経との関わりを示すものを列挙する。また当文書に使用される文体は、『日本書紀』と同様に、天皇の動作に「タマフ」の助動詞を多

く用いている。

右の中で、神世十二代・人王十六代については、年代記諸本との照合を続けていかなければならないが、当然、この王代記のみにみられる神世十二代・人王は確認されない。そうなると、やはり当文書の特徴は、八幡菩薩についての記事であるといえるし、その目的も神代・人王の延長に位置する八幡菩薩の、特に本地や法華経との関わりにあるといえよう。当文書が日蓮、もしくはその門弟によって作成されたことは、こうした内容によって確実視される。

では、王代記（皇代記）・年代記と日蓮およびその門弟、そして八幡菩薩とのかかわりは何なるものであったのか。まず年代記でいえば、先の『一代五時鷄図』も、五時八教判にのっとって釈迦一代の説法次第を綴った年代記ともいえるし、また日蓮は『和漢王代記』<sup>18</sup>と称される書物をのこしている。『和漢王代記』は仏教伝来、とりわけ法華宗の伝播をつづり、どの天皇の代に仏教が伝えられ、展開していったのか、諸宗批判を交えながら記述したものである。

ところで山口隼正氏<sup>19</sup>によると、年代記には天皇の代数に特徴があつて、応神天皇（八幡菩薩）の母である神功皇后を十六代に入れ、弘文天皇（大友皇子）を除き、そして淡路・仲恭両天皇を廃帝として扱うという。『和漢王代記』や日蓮門下の王代記・年代記を見ても、やはりその特徴が認められる。

その他『大聖人御筆目録』<sup>20</sup>によれば、久遠寺（山梨県身延町）に曾て存在した日蓮自筆に「王代其外種々之事」「日本佛法傳來事」「王代記」があつたといひ、また『身延山久遠寺御靈宝記録』<sup>21</sup>にも「日本国仏法渡次第事」（「表裏共御筆」）、「王代抄 裏御筆也 十五紙」の記録がある。

さらに日蓮の法孫である日祐の記録『法花本妙両寺本尊聖教録』<sup>(23)</sup>に「御書」として「皇代並我朝仏法始事一帖」、また「外典」として「帝年録三帖」「和漢年代記六卷」「唐年代記一卷」が挙げられている。いずれにしても、日蓮に王代記・年代記の収集・撰述のあったこと、門下諸師もこれにならって、座右に据えていたことが了解されるのである。<sup>(24)</sup>

次に日蓮における、王代記・年代記の収集目的を考えてみると、おおよそ次の三つがあげられよう。まずは「仏法伝来の過程と諸宗批判」、次いで「国史研鑽と説話活用」、そして「八幡菩薩の位置づけと百王思想」である。日蓮遺文中、この三つはセットで扱われていたり、個別に扱われていたりするが、初期における活用例としては、文永五年（一二六八）撰述の『安国論御勘由来』<sup>(25)</sup>を挙げる事ができる。

すなわち同書では、本朝王代（神世十二代・人王百代）における、仏法の伝来と善神（天照・八幡・山王・日枝）<sup>(26)</sup>捨国の所以を述べる。中で日蓮は、源頼朝が惠亮和尚に帰した清和天皇の子孫であること<sup>(27)</sup>を強調し、後鳥羽上皇らの敗因は法然浄土教の蔓延と、叡山への帰依が浅薄で、「法華真言」の学者を捨て置いたことによると指摘している。

「承久の乱」における朝廷の敗因を、法然浄土教の蔓延とし、叡山への帰依の重要性を説き、また「法華真言」を同列に論じることなど、初期日蓮の主張もよく表れている。ちなみに百王については、これを遡って文応元年（一二六〇）の『立正安国論』<sup>(27)</sup>にみえる。そのほか故事・説話として歴代天皇を用いた例としては、建治三年（一二七七）の『崇峻天皇御書』<sup>(28)</sup>等が挙げられ、同年の『神国王御

書』<sup>(29)</sup>には、高木豊氏も指摘するように、「王代記」の使用目的が明記されている。

仏の加護と申、神の守護と申、いかなれば彼の安徳と隠岐と阿波・佐渡等の王は相伝の所従等にせめられて、或は殺れ、或は島に放、或は鬼となり、或は大地獄には墮給しそ…（中略）…

日蓮此事を疑しゆへに、幼少の比より随分に頭蜜二道並に諸宗一切経を或は人にならい、或は我と開見し、勘へ見て候、

右のように日蓮は、安徳天皇が海中に没したことや、後鳥羽上皇等の敗因を追求している。この『神国王御書』では、十六代応神天皇を「今の八幡大菩薩なり」と記したあと、歴代天皇の記事は、仏法伝来時の三十代欽明天皇まで跳んでおり、また円珍の入唐した時の五十五代文徳天皇の記事から、海中に没した安徳天皇にいたるまでが中略されていて、日蓮が関心を寄せた歴代天皇を看取できる。

そして『王代記並八幡菩薩事』と深い関わりを持つと考えられるのが、『智妙房御返事』・『諫暁八幡抄』<sup>(32)</sup>等、日蓮が晩年に著した書物である。両遺文はいずれも弘安三年（一二八〇）に撰述されており、これは同年の鶴岡八幡宮寺炎上と深い関わりをもつが、日蓮における八幡菩薩の位置づけを端的にいうと、本地はすなわち釈迦であり、垂迹が応神天皇<sup>(33)</sup>八幡菩薩であり、また八幡菩薩は正直の頭を柄とし百王を守護する、そして法華経・日本国の守護神である、<sup>(34)</sup>というものである。こうした位置づけは『法門可被申様之事』<sup>(34)</sup>等、初期の段階から散見される。

また日蓮は八幡菩薩の本地を釈迦とする根拠の一つに、大隅八幡宮の石文をあげる。この石文は後掲のとおり『王代記並八幡菩薩事』にも引かれているが、日蓮は『智妙房御返事』にて、応神天皇の出

生・入滅が釈迦のそれと同じであることも根拠としている。また日蓮が、八幡菩薩＝釈迦を強調したのは、これも『智妙房御返事』等に説かれているとおり、当時の人々が八幡菩薩の本地を阿弥陀仏とし、仏滅日も阿弥陀仏の日としていることを批判するためであったと考えられよう。<sup>(35)</sup>

おそらく『王代記並八幡菩薩事』も、八幡菩薩の本地等に関する情報をここに集積し、この末法・娑婆世界に有縁の仏は阿弥陀ではなく、釈迦であることを、稚児や沙弥に修学させる目的で作成されたのではなからうか。

なお、当文書で特徴的な記事としては、偽経たる『悲華経』を引いて「五百大願」を綴っていること<sup>(36)</sup>、また「本地釈迦如来の託宣に云わく」(41頁)以下の文をあげることができる。ここでは『法華経』の「正直捨方便但説無上道」、『無量義経』の「無量無辺不可思議阿僧祇」を釈迦の託宣とし、本地の釈迦が正直に方便を捨てるゆえに、垂迹の八幡菩薩も方便を捨てると説き、これを八幡菩薩が正直の頂を栖とするという託宣の典拠とみている。

こうした解釈・用例が他にもあるのかどうか、いまのところ管見には入っていないが、まずはここに、その全文を翻刻してひろく紹介し、諸賢のご示教を仰ぎたいと思う。

最後に、本稿にて紹介した日興写本『二代五時鶏図』・某筆『王代記並八幡菩薩事』の翻刻・掲載にあたり、大本山妙本寺貫主・鎌倉日誠師の、長應寺所蔵本『一代五時鶏図』の写真掲載にあたり、長應寺住持・藤岡妙英師のご許可をいただいた。また妙本寺調査に際し、山上弘道・菅原閑道・渡辺泰雄各氏のご協力をいただいた。ともども記して深謝の意を表する。

註

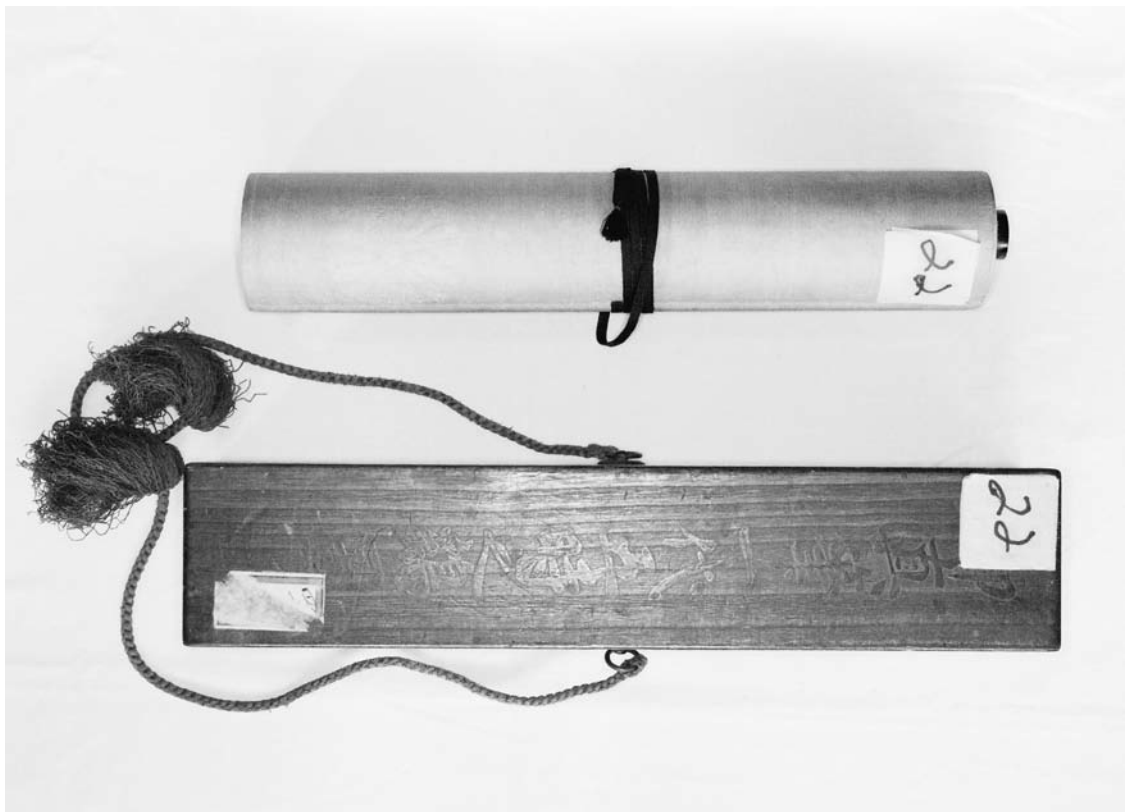
- (1) 財団法人千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史 資料編 中世3 (県内文書2)』(千葉県、二〇〇一年三月)に収録。
- (2) 『昭和定本日蓮聖人遺文』(以下『定本遺文』と略称)二九五五頁。寺尾英智『日蓮聖人真蹟の形態と伝来』(雄山閣出版、一九九七年三月)一九〇頁。
- (3) 『一代五時鶏図』の諸本については、坂井法暉『日興写本『二代五時鶏図』をめぐって』(興風)一四号、二〇〇二年二月)にて先行研究を含め考察した。また山上弘道『日蓮の諸宗批判』(本化ネットワークセンター、二〇一一年一〇月)一三四頁に詳論がある。
- (4) 『定本遺文』五三五頁。
- (5) 同前、五二五頁。
- (6) 同前、二四七頁。前掲註(4)山上著書、二三五頁参照。
- (7) 『定本遺文』一三三三頁。『日蓮大聖人御真蹟対照録』上六二七頁等。
- (8) 日通の模写本については、本法寺文書編纂会『本法寺文書二』(大塚工藝社、一九八九年五月)に多数収録されている。
- (9) 日蓮の模写本については、寺尾英智『日蓮「一代五時図」の身延山真蹟曾存本―京都本満寺所蔵の日乾筆真蹟臨写本について―』(『身延論叢』三号、一九九八年三月)、都守基一『解題―本満寺の歴史と宝物―』(立正大学日蓮教学研究所編『本満寺宝物目録』本山本満寺、二〇一〇年五月)等を参照。
- (10) 山中喜八編著『定本法華経』(法蔵館、一九八〇年三月)上三〇一頁。日蓮は当文を法師品に説かれる「高原穿鑿の譬」の箇所に注記しており、やはり説経の次第を意識していたと考えられる。
- (11) 『定本遺文』五八八頁。
- (12) 前掲註(4)坂井論文参照。
- (13) 『本妙寺教報』六九号(二〇〇〇年八月、北海道美幌町本妙寺発行)。
- (14) 前掲註(4)坂井論文、榎木境道『富士門流の歴史 重須篇』(妙教編集室、二〇〇七年七月)三八七頁、佐藤博信『安房妙本寺日我一代記』(思文閣出版、二〇〇七年一〇月)一九五頁を参照。榎木著書では、妙本寺文書と高橋爾道編『西山本門寺文書』(浄願寺、一九八九年七月)所収の妙本寺文書流出に関する史料を勘合すべきことを促している。また長谷川信達氏も、本件について若干論及している(『大日蓮』七四八号、二〇〇八年六月)。
- (15) 前掲した日興の「日興相伝之大事写」に記録される「一、神道仏法辻合(御真筆也)」は、おそらくは当文書を指していると考えられる。この比定どおりであれば、当時はこの書名が用いられていたことになる。またたとえば、『玄義集要文』『法門要文』(いずれも『日興上人全集』(興風



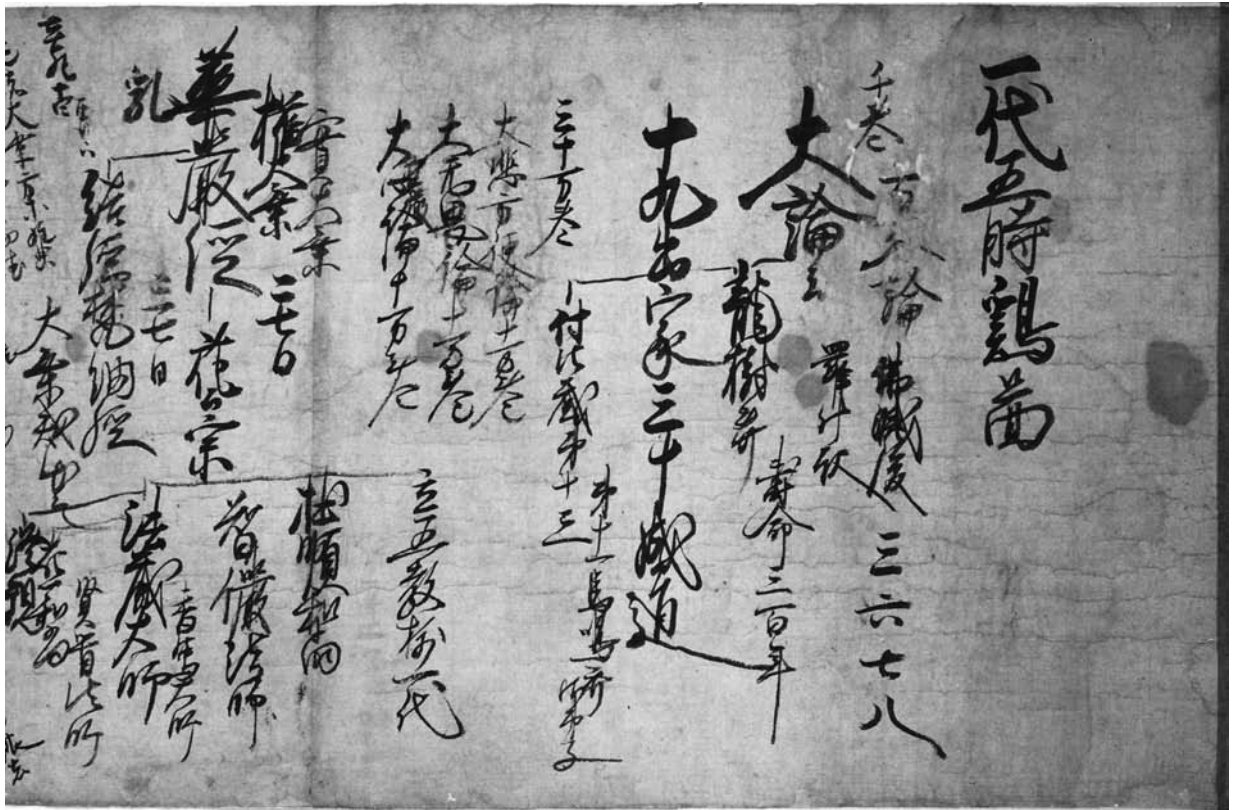
- 談所、一九九六年三月）に収録。日興は日蓮遺文の真蹟にも仮名ルビをほどこし、また『日興上人御遺告事』にも「大聖御書和尚字たるべきこと」（『日宗全』二一二五四頁）とあって、仮名を重視する姿勢がみえる。後年、妙本寺十四世日我も『いろは字』編さんの目的について「以仮名字引導於衆生」といつている（前掲註15佐藤著書、九九頁参照）。中世を生きた僧侶の「仮名」へのこだわりについては、石井進「12-13世紀の日本」（『日本通史』七、岩波書店、一九九三年一月）を参照。
- (18) 『定本遺文』一三四三頁。  
山口隼正「日本帝皇年代記」について（上）（『長崎大学教育学部社会科学論叢』六四号、二〇〇四年三月）。
- (19) 『定本遺文』一七四二頁。  
同前、二七四五頁。『身延山久遠寺御靈宝記録』は、寺尾英智編『身延山資料叢書一』（身延山大学東洋文化研究所、二〇一〇年三月）に影印で収録されている。
- (20) 『定本遺文』一七四二頁。  
同前、二七四五頁。『身延山久遠寺御靈宝記録』は、寺尾英智編『身延山資料叢書一』（身延山大学東洋文化研究所、二〇一〇年三月）に影印で収録されている。
- (21) 『定本遺文』一七四二頁。  
同前、二七四五頁。『身延山久遠寺御靈宝記録』は、寺尾英智編『身延山資料叢書一』（身延山大学東洋文化研究所、二〇一〇年三月）に影印で収録されている。
- (22) 『定本遺文』一七四二頁。  
同前、二七四五頁。『身延山久遠寺御靈宝記録』は、寺尾英智編『身延山資料叢書一』（身延山大学東洋文化研究所、二〇一〇年三月）に影印で収録されている。
- (23) 『法花本妙両寺本尊聖教録』は、『定本遺文』、『日蓮宗宗学全書』（以下『日宗全』）と略記、『大日本史料』等に翻刻されているが、ここでは『県史資料編 中世5（県外文書2・記録典籍）七九〇頁以下の翻刻文によった。日蓮の門弟らによる王代記としては、日進筆『日本佛法弘通次第之事』（『日宗全』一三三五頁）・『金網集』雑録（『日宗全』一四一六一四頁）・日堯写本『雑録』等をあげることができなければならない。これらは日蓮在世時の九十代亀山天皇をもって「当今」としており、日蓮の門弟等は、日蓮の収集した王代記・年代記を基礎史料とし、研鑽していたのではないかと思われる。こうした事例からすると、『王代記並八幡菩薩事』も、門下ではなく、日蓮の作成である可能性が高いかも知れない。熟考を重ねたい。日堯写本『雑録』については、坂井法暉「日蓮の対外認識を伝える新出資料」（『金澤文庫研究』三一―一〇、二〇〇三年一月）に全文を翻刻・紹介している。
- (24) 『定本遺文』四二二頁。  
日蓮がここに「山王」「日枝」を善神に挙げていることについて、高木豊『鎌倉仏教史研究』（岩波書店）二五五頁（初出一九七八年）は、日蓮の「天台僧としての残映」を読みとっている。
- (25) 『定本遺文』二〇九頁。
- (26) 『定本遺文』二〇九頁。
- (27) 『定本遺文』二〇九頁。
- (28) 同前、一三九〇頁。
- (29) 同前、八七七頁。ちなみに日蓮は同遺文の「神代」各王の名に自らルビをふつている。これは檀越の池上宗仲へあてたものと推定される（岡元練城『真蹟対照現代語訳・日蓮聖人の御手紙』（東方出版、一九九三年八月）二二二七頁）ことから檀越への配慮と思われるが特徴的である。
- (30) 高木豊『日蓮攷』（山喜房佛書林）二五五頁（初出一九八五年二月）。
- (31) 『定本遺文』一八二六頁。「智妙房御返事」では、人々が本地をあやまつて阿弥陀仏を崇めるために、弘安三年に八幡宮が炎上して八幡神は天へ去ったと記すけれども、これは「諫曉八幡抄」の記事と相違する（山上弘道「日蓮大聖人の思想（六）」『興風』一六号、二〇〇四年二月）。
- (32) 『定本遺文』一八三二頁。また日蓮の真蹟は伝わらないが「四条金吾許御文」（同前、一八二二頁）も関連のある内容をもっている。
- (33) 桜井好朗「八幡縁起の展開」（中野幡能編『八幡信仰』所収。雄山閣出版、初出一九七八年）によると、応神天皇「八幡菩薩説の初見は、弘仁十二年（八二二）八月十五日付「官符」（『東大寺要録』巻四）であるという。また『宋史』日本伝に「応神天皇、甲辰歳、始於百濟得中国文字、今号八幡（幡）大菩薩」（石原道博編訳『旧唐書倭国日本伝』（岩波文庫、一九五六年九月）一三六頁）とみえる。
- (34) 『定本遺文』四四五頁。
- (35) たとえば、『八幡愚童訓』や『東大寺八幡験記』にも八幡菩薩の本地に釈迦・阿弥陀両説のあることが記されている。また縁日のみならず、日本伝来の仏像についても釈迦・阿弥陀両説について日蓮は種々検討を加えている（前掲註24坂井論文参照）。
- (36) 『悲華経』については、前掲した『身延山久遠寺御靈宝記録』に「一、悲華経抜書 二紙」が見られる。また『金網集』雑録（『日宗全』一四一六一六頁）や日祐「立正安国論私見聞」（『日蓮仏教研究』二号、二〇〇八年三月に翻刻）、また本行院日堯『當家肝要文集』（未刊）には、『悲華経』をはじめ『王代記並八幡菩薩事』所引の諸史料と重なる記事が多く見られる。『悲華経』を引く偽撰日蓮遺文『神祇門』（『定本遺文』二〇二六頁）、「垂迹法門」（同前、二〇一五頁）、「一代五時繼図」（『定本遺文』二四〇七頁）等との関わりについても留意しておきたい。『悲華経』については、三崎良周『台密の研究』（創文社、一九八八年六月）五七六頁、野村卓美『悲華経と中世説話文学』（『中世仏教説話論叢』所収。和泉書院、初出一九九三〜六年）等を参照。さらに伝日興『神天上勘文』、日叶『百五十箇条』など、富士門下への影響も考えなければならぬ。『神天上勘文』については、鈴木常耀「神天上勘文考」（『大崎学報』一〇七号、一九五七年二月）を参照。

【翻刻文凡例】

- 一、翻刻にあたっては原文に使用される本字・略字・異体字等は現行の字体にあらためた(例 花ム↓華厳・炎↓涅槃)。
  - 二、本文中に引用される経釈類の典拠を示すにあたり、引用書目は次のごとく略記した。
    - 大：『大正新脩大藏経』
    - 卍：『卍続藏経』
    - 定：『昭和定本日蓮聖人遺文』
    - 注：『定本法華経』
    - 日：『日蓮宗宗字全書』
    - 興：『日興上人全集』
    - 祐：『立正安国論私見聞』(日祐著)
- ※都守基一「中山日祐著『立正安国論私見聞』の一考察」(『日蓮仏教研究』二号、二〇〇八年三月)の翻刻文
- 東：『東大寺八幡験記』(『続群書類従』三上)
  - 八：『八幡字佐宮御託宣集』(重松明久校注)
- 一、既刊書と本文の異同は示さなかった。
  - 二、重ね書きされた文字は□で囲い、下の文字が読める場合は傍注した。
  - 三、擦り消された文字は□で囲い、文字が読める場合は傍注した。
  - 四、翻刻に際し、池田令道・山上弘道・大黒喜道の各氏からご教示をいただいた。記して深謝の意を表す。



日興写本『一代五時鶏図』(函・表装外観)



①大 25-80c・34-178c、注上 31 参照 ②日 14-624 参照

日興写本『一代五時鷄図』

一代五時鷄図

千卷 百□論 (卷)  
 仏滅後三六七八

大論云 羅什訳

寿命三百年

龍樹菩薩

① 十九出家 三十成道

第十一馬鳴菩薩

御弟子

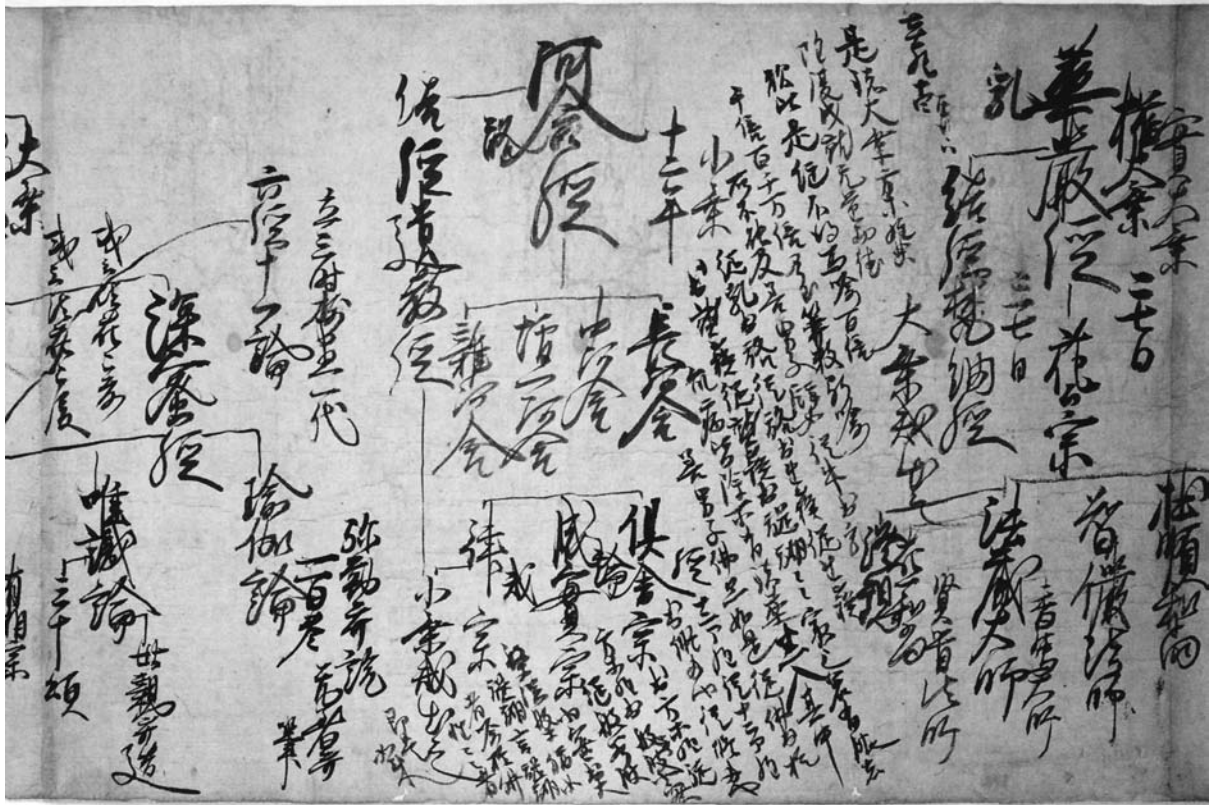
「付法藏第十三

三十万卷

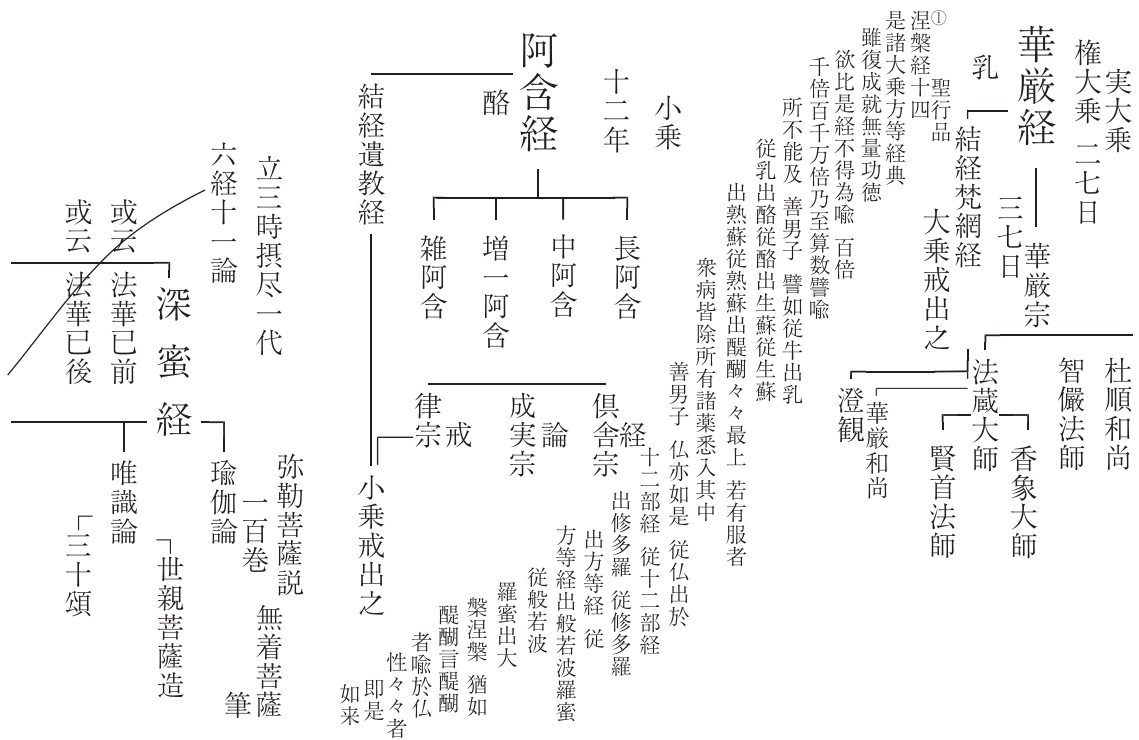
大悲方便論 十万卷

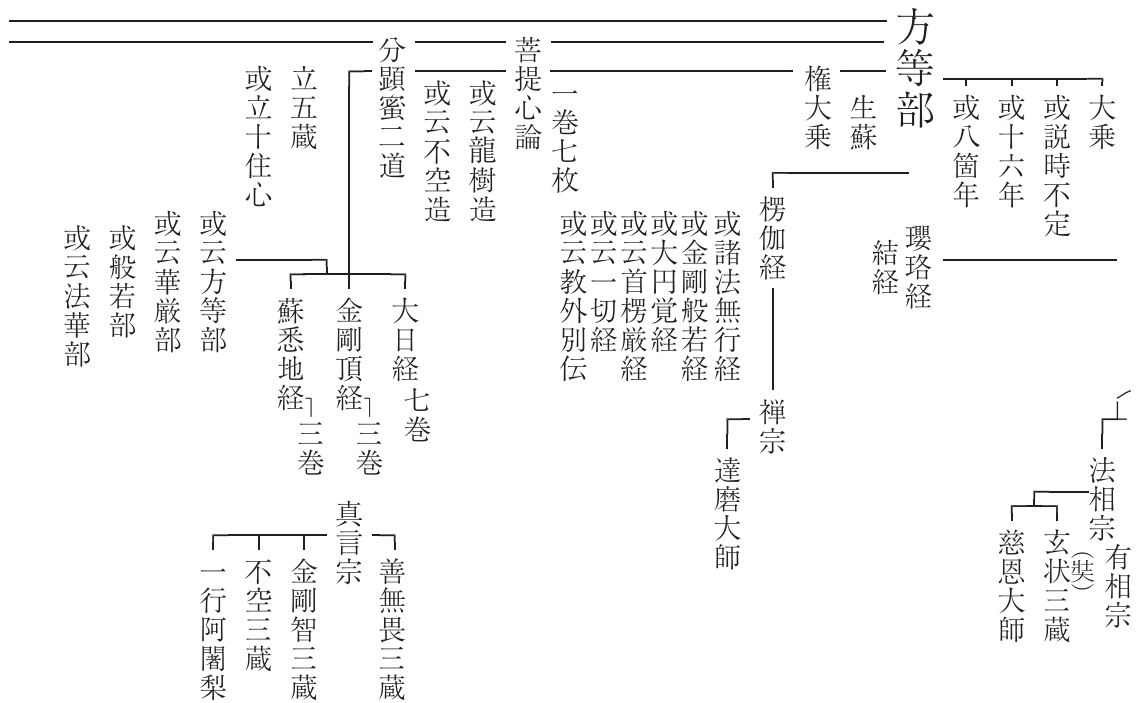
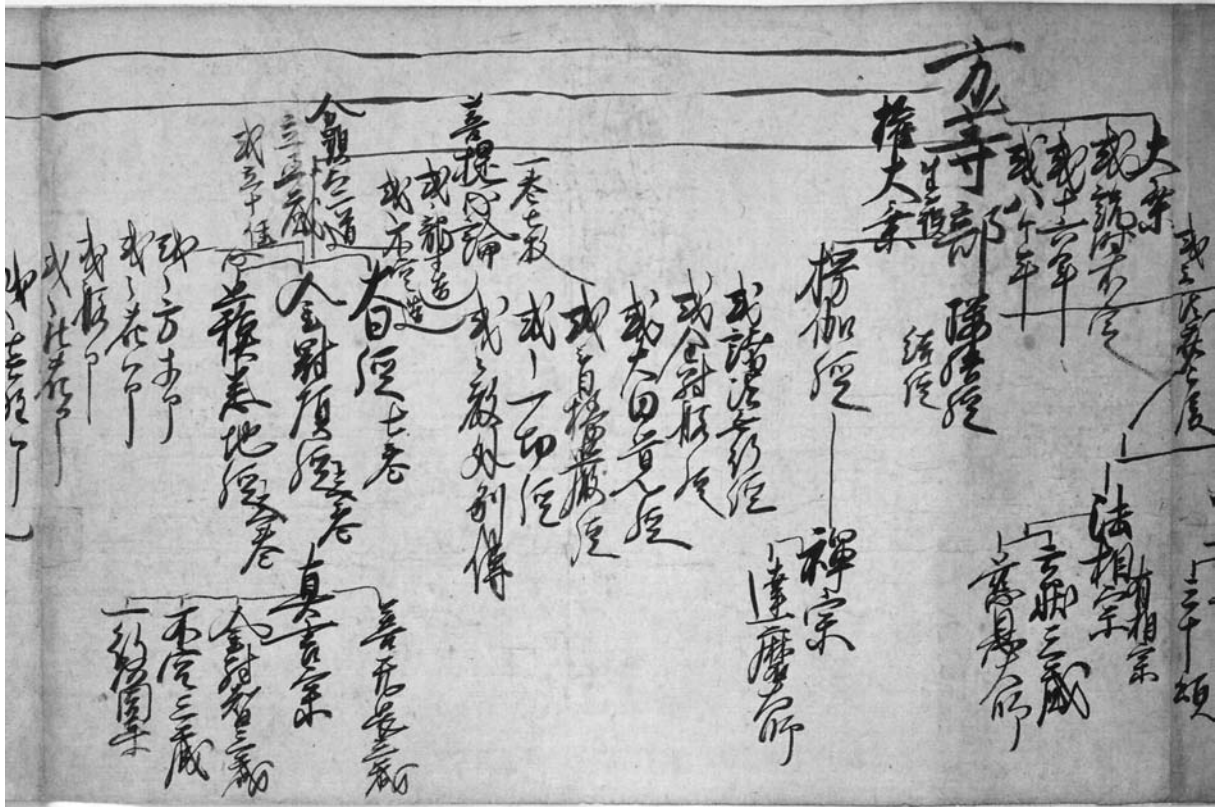
大無畏論 十万卷

② 大心論 十万卷  
 立五教撰一代 (尽)



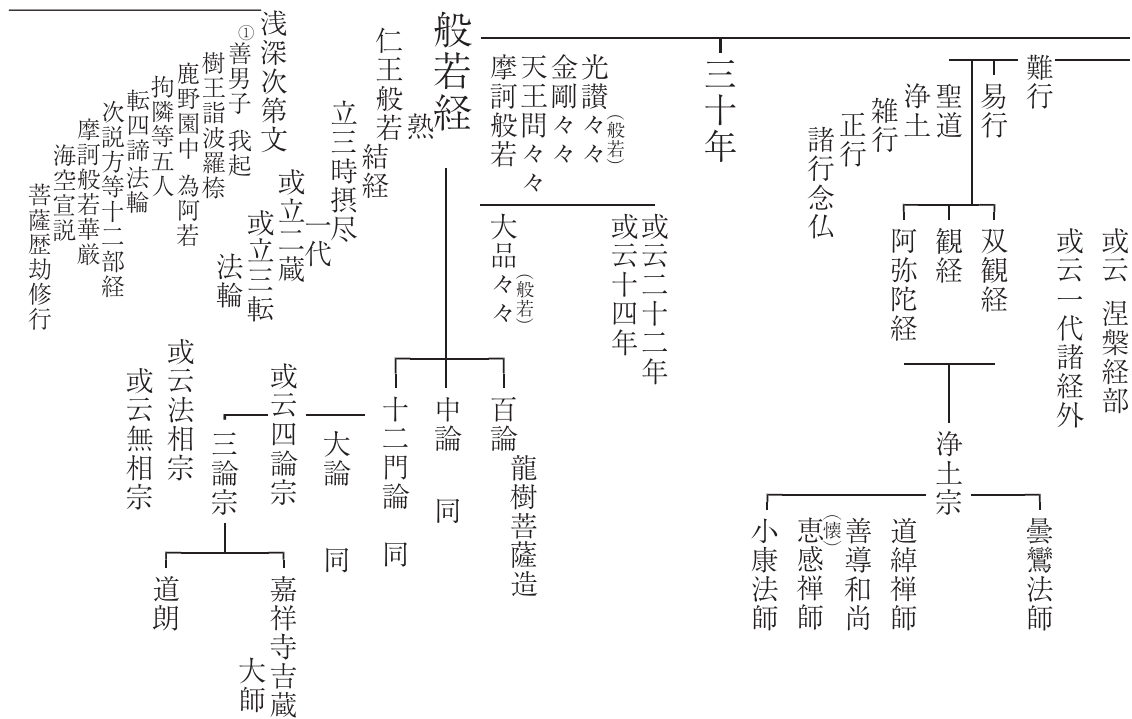
①大 12-449a、定 587·注上 301 参照







①大 9-385b





①大 9-386b ②大 34-232b 参照 ③大 9-387a ④大 9-387b ⑤大 9-6a ⑥大 9-10a

無量義經云  
 以<sup>①</sup>方便力故 四十余年  
法界性論云 四十二年  
 未顯真實

阿含<sup>乳</sup> 酪  
 方等<sup>生蘇</sup> 華嚴<sup>熟蘇</sup>  
 般若 無量義經  
醍醐

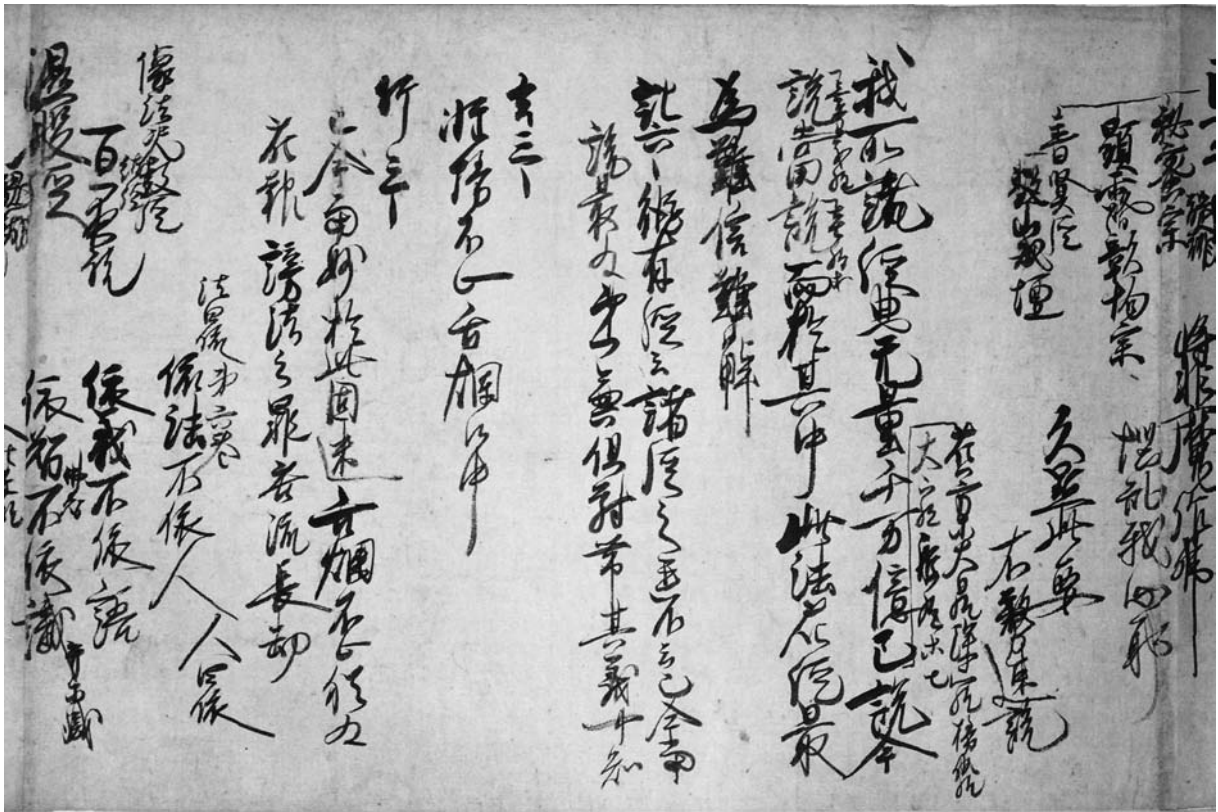
又云  
 過無量無辺不可思議阿僧祇劫  
 終不得成無上菩提 所以者何 不知  
 菩提大直道故 行於險逕多  
 留難故

又云 行大直道無留難故

世尊法久後  
 要當說真實

⑥ 廢也 或云前三教  
 正直捨方便 或云前四教  
 但說無上道 前四味也

諸宗依憑宗 或云前三教  
 仏立宗 撰尽円教  
 天台宗  
 法華宗 雖示種々道  
 法華經 唯一仏乘也  
 醍醐 將非魔作仏  
 其實為仏乘



①大 9-31b、以下、定 585 参照 ②大 34-280b ③大 33-704b ④大 33-858a

秘密宗  
 顯露彰灼宗  
 普賢經  
 觀山戒壇  
 惱乱我心耶  
 久默此要  
 不務速說

「無量義經」  
 說當說 而於其中 此法華經最為難信難解

「華嚴方等大日經深蜜經楞伽經  
 大品經般若經等也」

①我所說經典無量千萬億 已說今

「六云 縱有經云諸經之王 不云已今當說最為第一 兼但对帶其義可知」

玄三云  
 輕慢不止舌爛口中

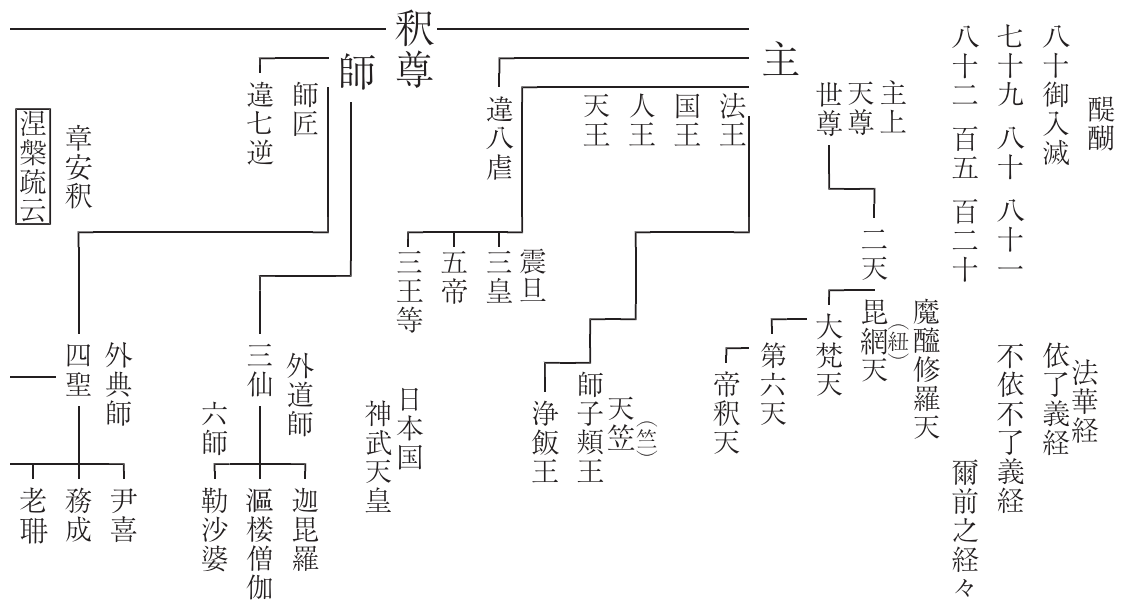
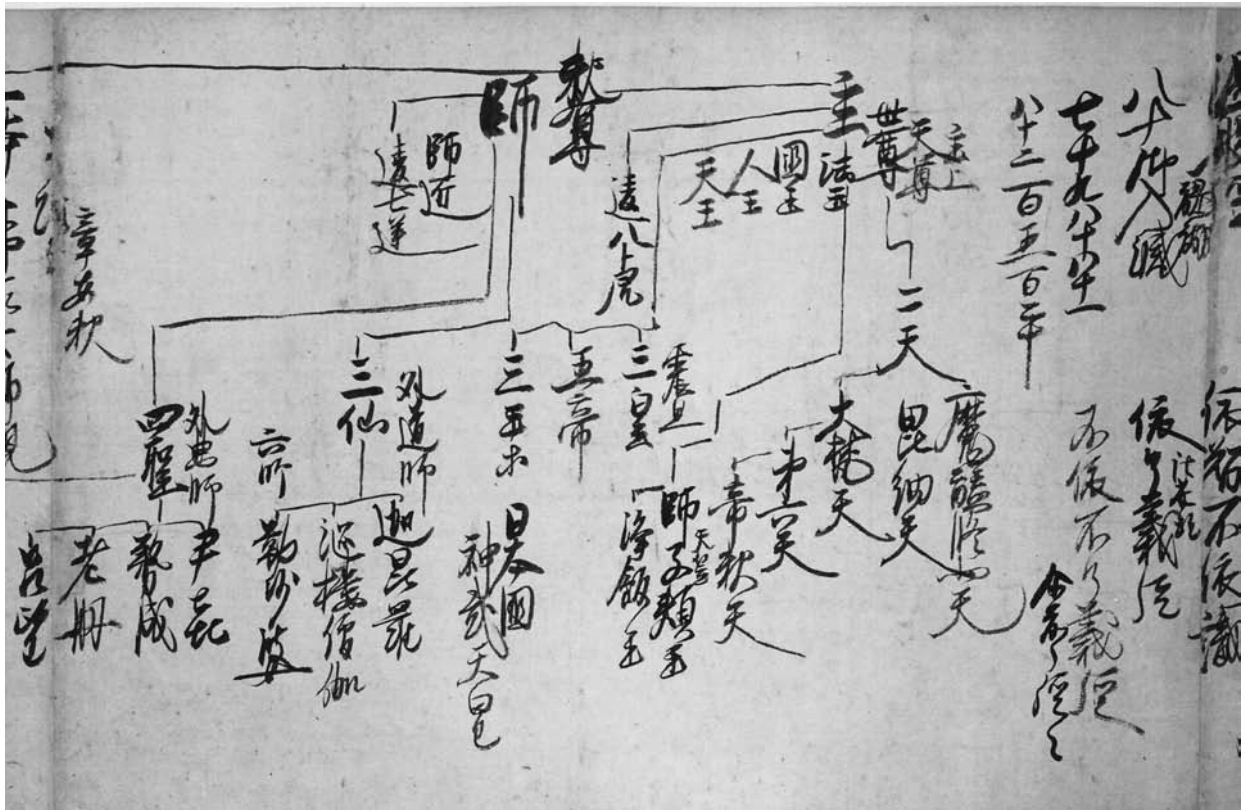
籤三云  
 ④已今當妙於此固迷 舌爛不止猶為華報 謗法之罪苦流長劫

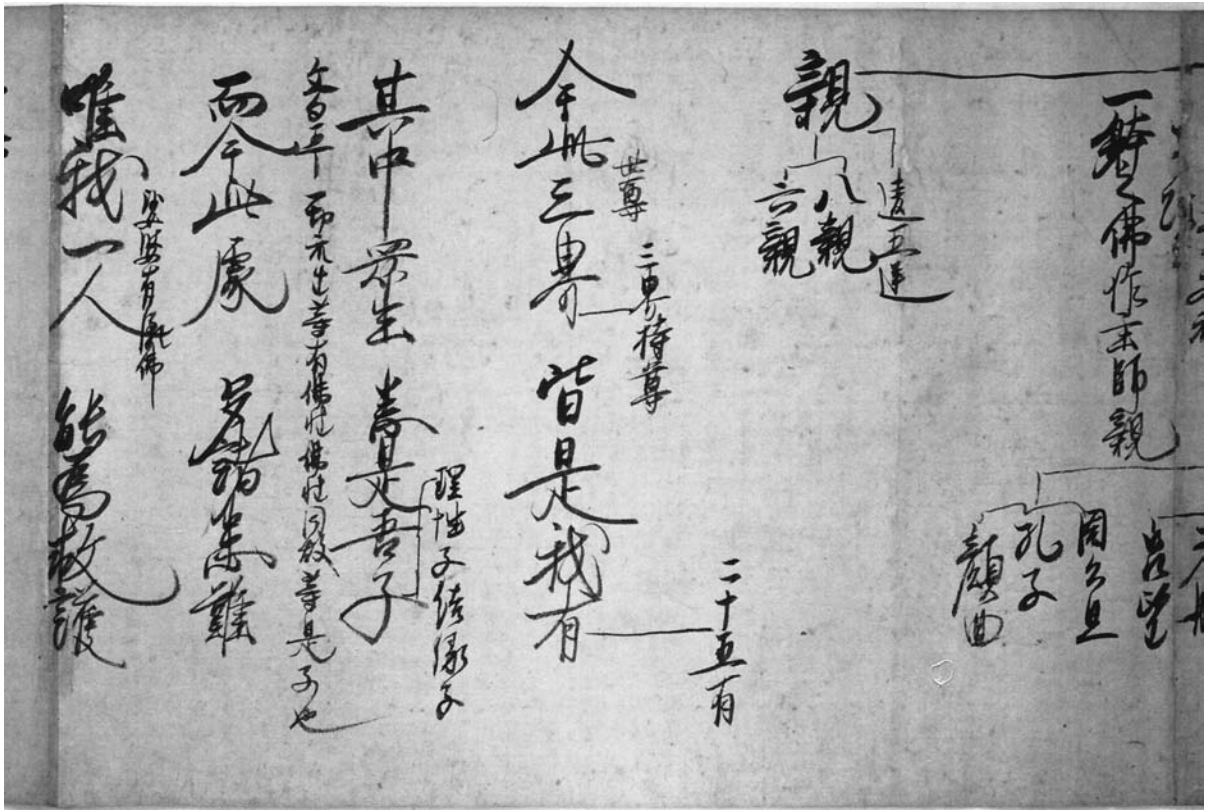
法四依 第六卷  
 依法不依人 人四依  
 依義不依語  
 依智不依識

像法決疑經  
 結經  
 一日一夜說

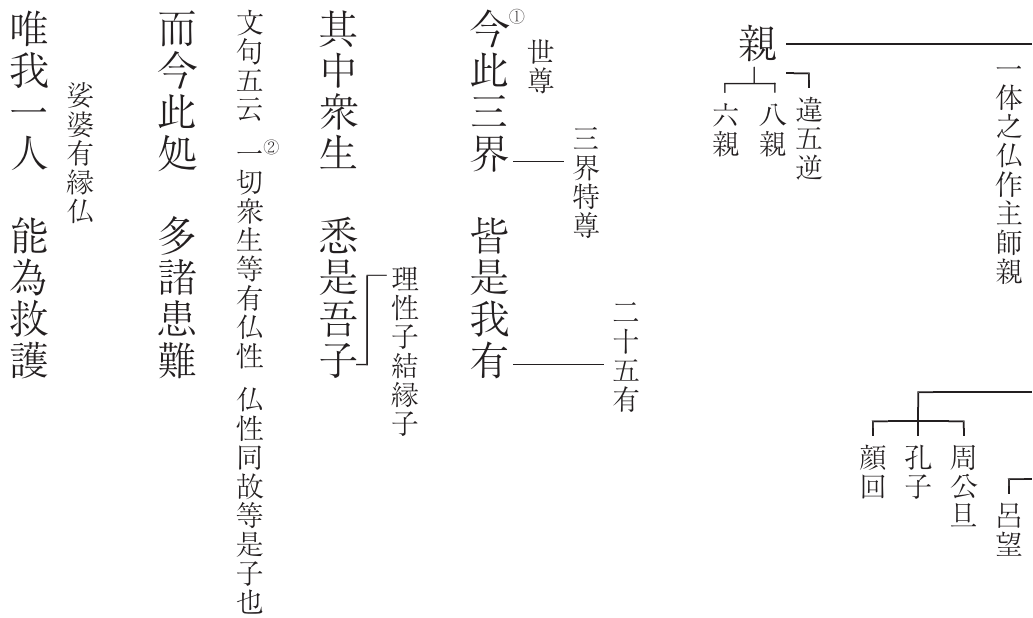
涅槃經  
 (槃)  
 依智不依識  
 菩薩等識

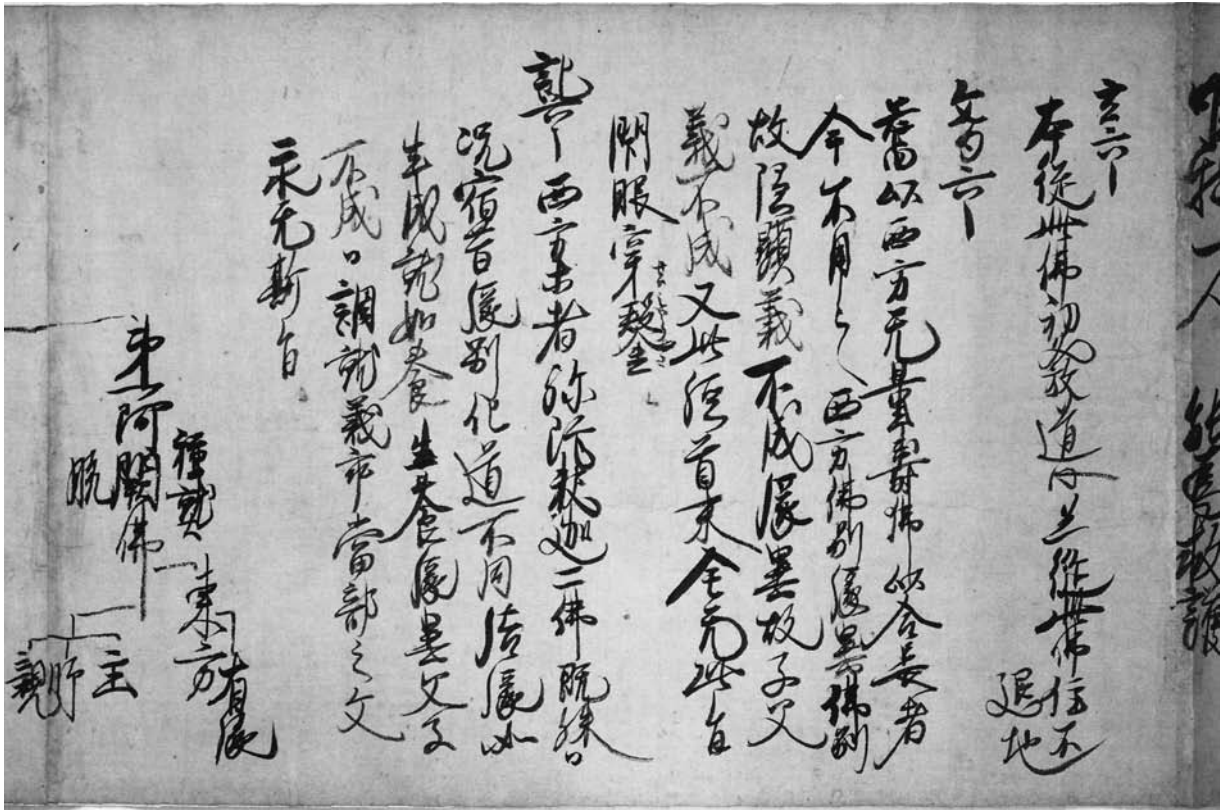




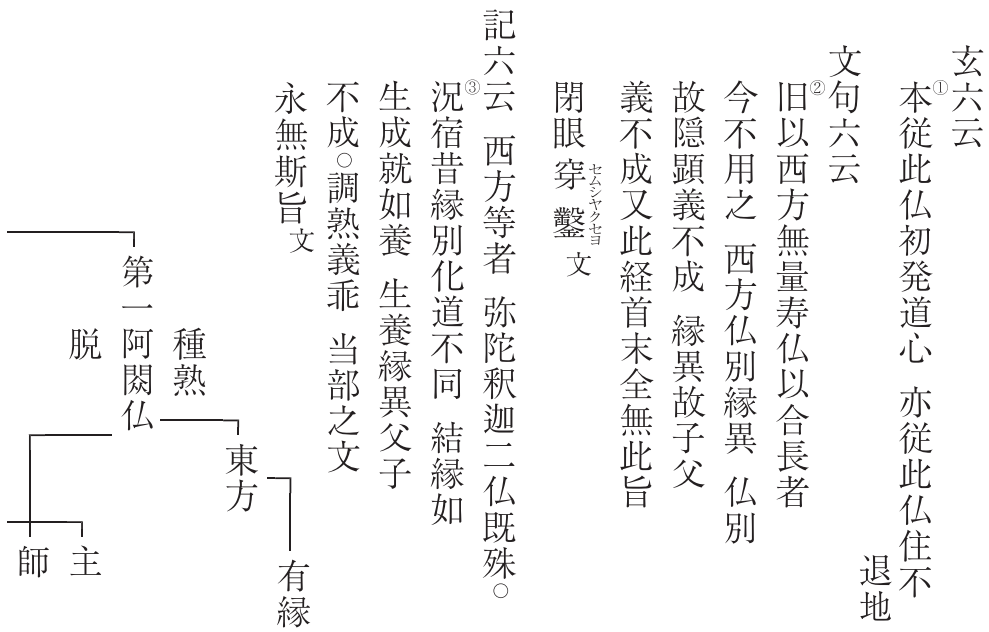


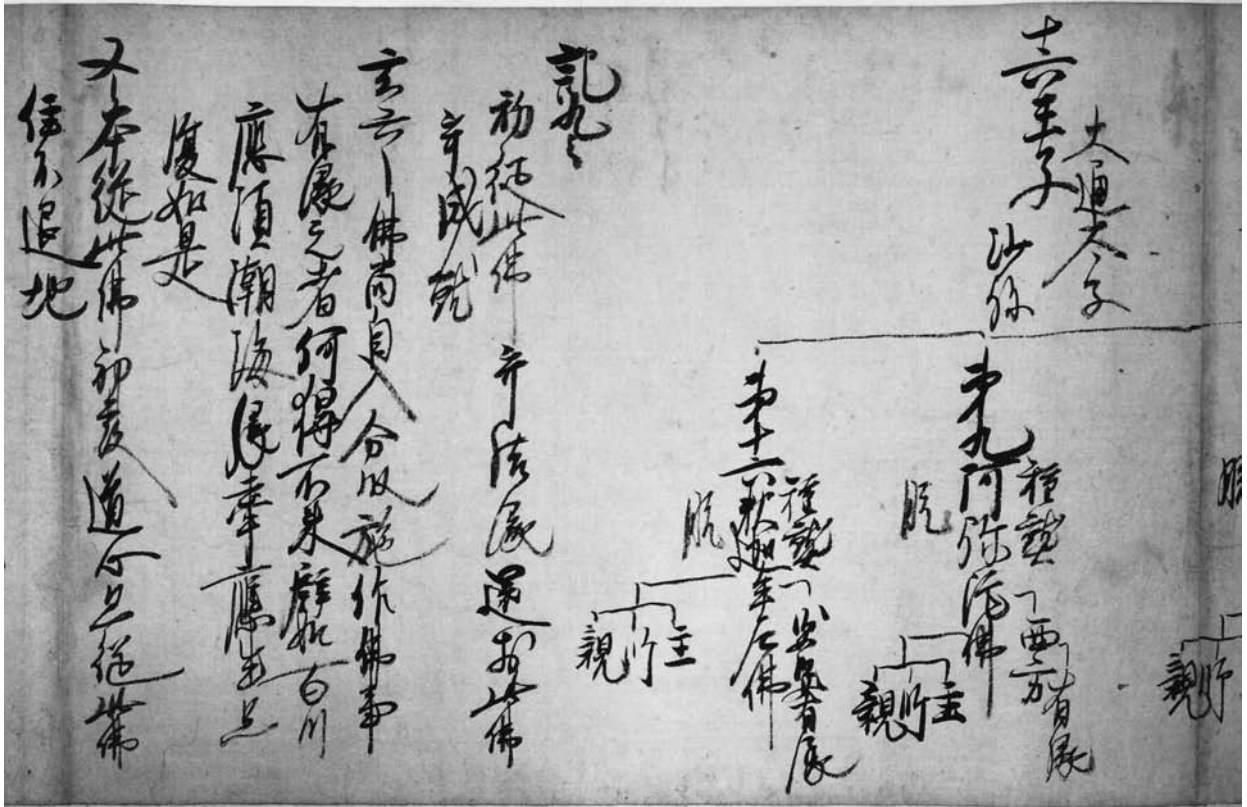
①大 9-14c ② 34-72a



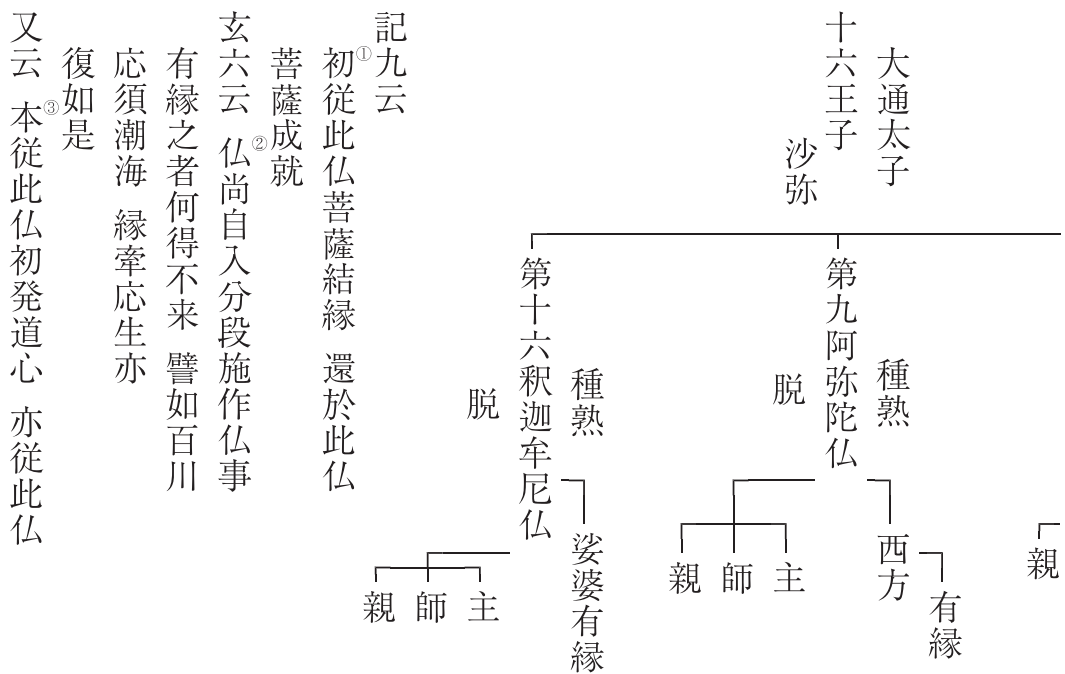


①大 33-756c ②大 34-80b ③大 34-276a





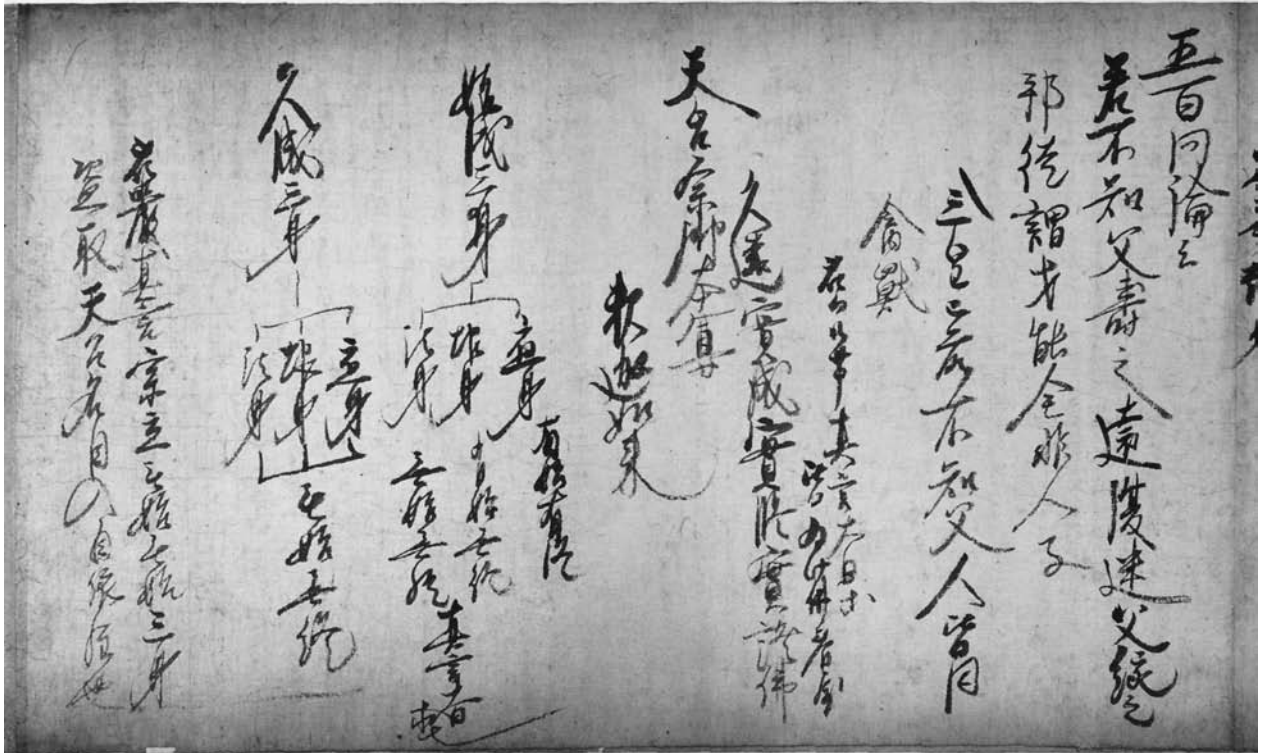
①大 34-324a ②大 33-756c ③大 33-756c



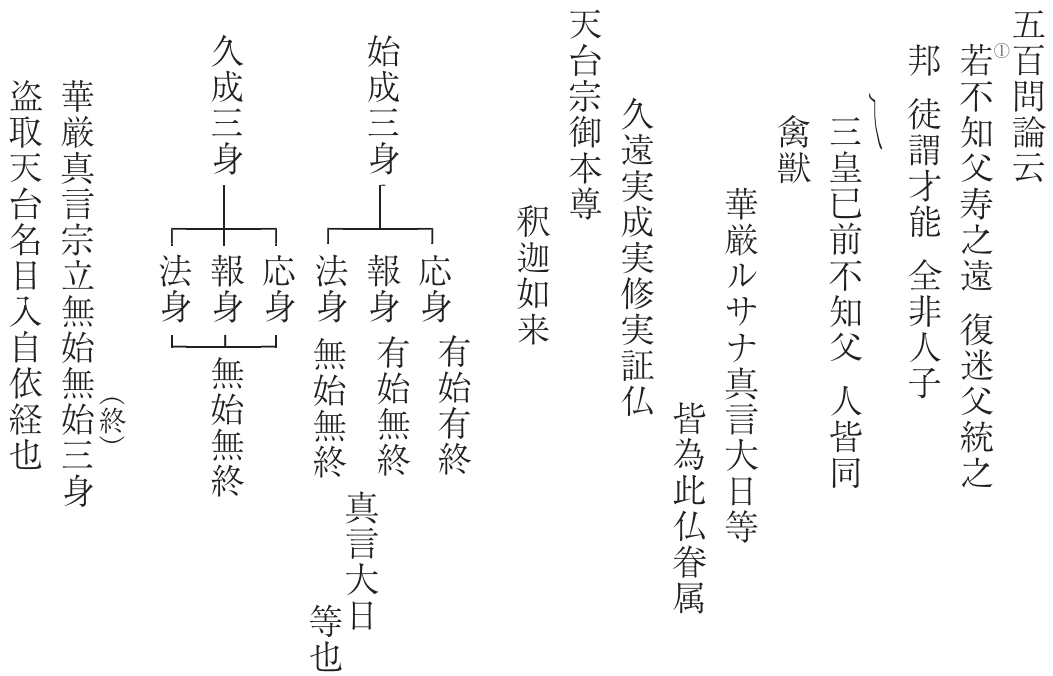


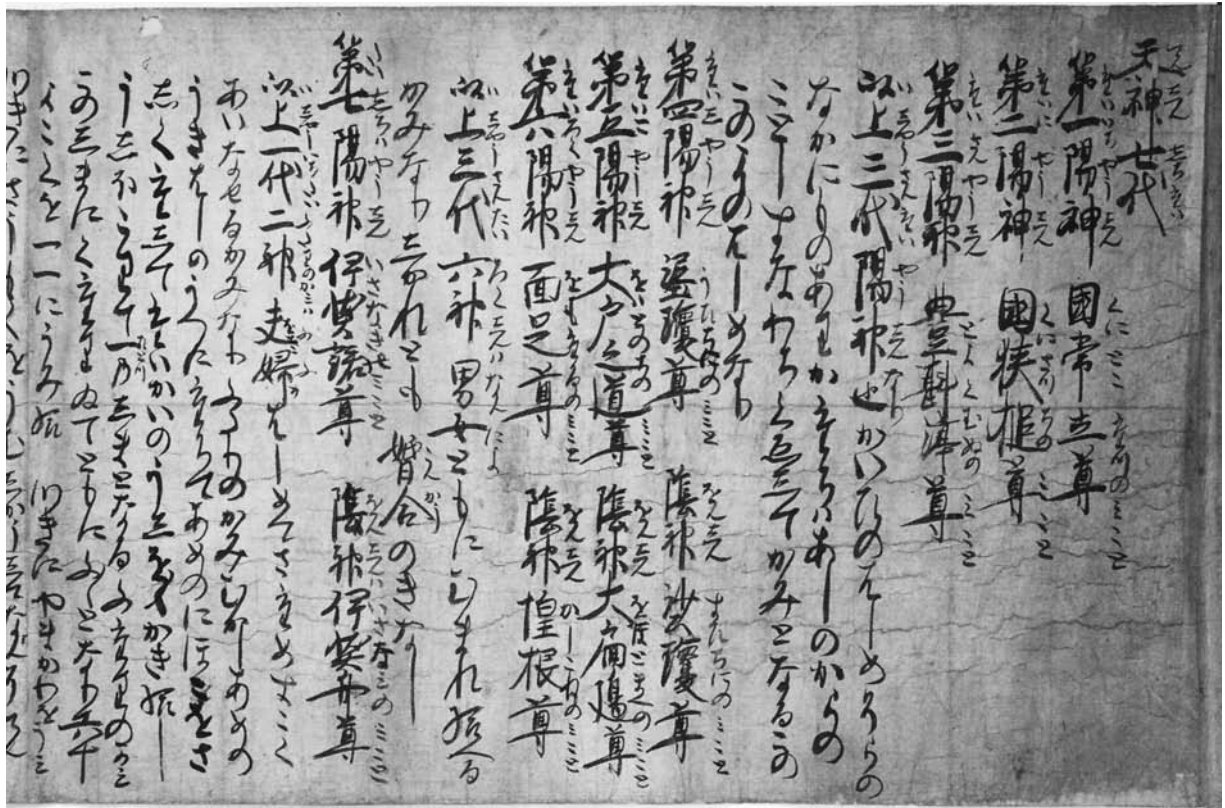
①以下、定 578 参照

住不退地								
劣 <sup>①</sup> 応身	本尊							俱舍宗
積迦如来								成実宗
								律宗
慮 <sup>①</sup> 舍那報身	華嚴宗本尊							
当勝応身								
積迦如来	法相宗本尊							
当勝応身								
積迦如来	三論宗本尊							
胎藏界								
法身								
大日如来	真言宗本尊							
報身	金剛界							
劣 <sup>①</sup> 応身								
天台 <sup>①</sup> 浄土宗								
阿弥陀仏	浄土宗本尊							
善導報身								



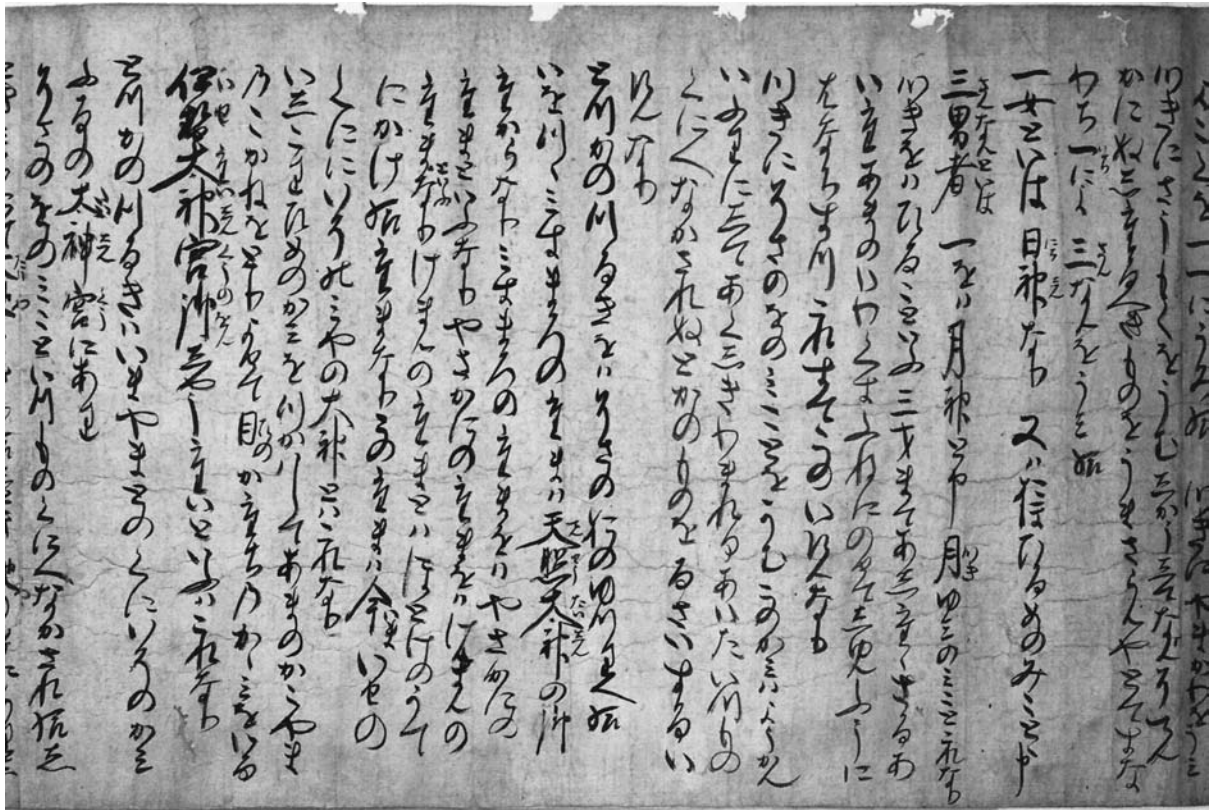
① 卍 100-760a、定 527 参照





某筆『王代記並八幡菩薩事』

てんしんしちたい  
天神七代  
たいいちやうしん  
第一陽神 國常立尊  
くにとこたつのミこと  
たいにやうしん  
第二陽神 國狹植尊  
くにさつちのミこと  
たいさんやうしん  
第三陽神 豊斟淳尊  
とよくむぬのミこと  
いしやうさんたいやうしんなり  
以上三代陽神也 かいひのはしめ そらの  
なかにものあり かつちハあしのからの  
ことし すなわちくゑしてかみとなる この  
このよのはしめなり  
たいしやうしん うひちのミこと  
第四陽神 渥瓊尊  
をんしん すひちにのミこと  
陰神 沙土瓊尊  
たいこやうしん をとのちのミこと  
第五陽神 大戸之道尊  
をんしん をほとまへのミこと  
陰神 大戸間辺尊  
たいろくやうしん をもたるのミこと  
第六陽神 面足尊  
をんしん かしこねのミこと  
陰神 惶根尊  
いしやうさんたいろくしんハなんによ  
以上三代六神男女ともにむまれ給へる  
かみなり しかれとも婚合のきなし  
こんかう  
たいしちハやうしん いざなきのミこと  
第七陽神 伊弉諾尊  
をんしんハ いざなきのミこと  
陰神 伊弉冉尊  
いしやういちたいあたりのかミハをどこめ  
以上一代二神 夫婦はしめてさため すこく  
あいなせるかみなり ふたりのかみ むかしあめの  
うきはしのうへにたちて あめのにほをさ  
しくたして たいかいのうしを かき給し  
うしほこりて一乃しまとなる ふたりのかミ  
このしまにくたりあて ともにふとなり 六十  
よこくを一一にうみ給 つきにやまかわをうミ



つきにさうもくをうむ しかうしてなんそてん  
 かにぬしたるへきものをうまさらんや とてすな  
 わち一いちによ 三さんなんをうミ給  
 一女いちにちしんといは日神なり 又ハおほひるめのみこと、申  
 三男さんなん者 一を八月神と申 月つきゆミのミことこれなり  
 つきをハひることいふ 三才さんさいまであした、さるあ  
 いた あまのいわくすふねにのせてしゆんふうに  
 はなちすつ これすてこのいえんなり  
 つきにそさのをのミことをうむ このかミハようかん  
 いふりにして あくしきわまれるあいた いつも  
 くへなかさねぬ とかのものをるさいするい  
 えんなり  
 とつかのつるきをハ そさのおのゆつりへ給  
 いをつ、ミすまろのたまハ天照てんせうたいしん太神の御  
 たからなり ミすまろのたまをハやさかにの  
 たまといふなり やさかにのたまをハまんの  
 たまといふなり けまんのたまとハほとけのうて  
 につか給たまなり このたまハ今いまいセの  
 くににいそのミヤの大おほ神とハこれなり  
 いしこりひめのかミをつかハしてあまのかこやま  
 乃のこかねをとりよせて日ひのかたち乃か、ミをいる  
 伊勢いせたいしんくうのをん太神宮御しやうたいといふハこれなり  
 とつかのつるきハいまやまとのくにいそのかミ  
 ふるの太神宮たいしんくうにあり  
 そさのをのミこと いつものくにへなかさね給し

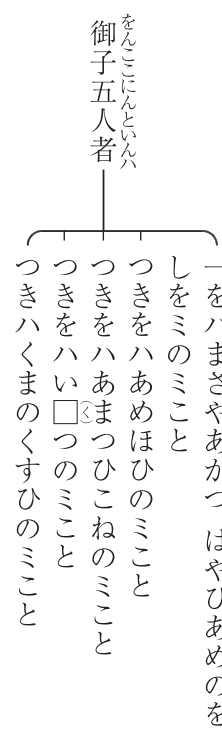




とき ミちにて大蛇をきり給しとき蛇のをにありし  
つるきをあめのむらくものつるきといふ 又ハ  
くさなきのつるきとも申 いまハをハりの  
くにあつたのやしろにあり

地神五代

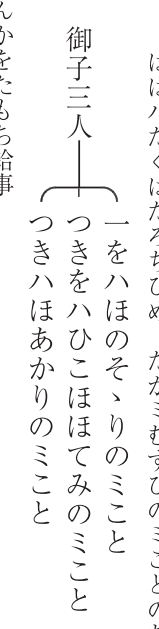
第一天照太神 御子五人  
いさなきいさなみの御こなり  
このかミハ日神なりてんをしろしめす



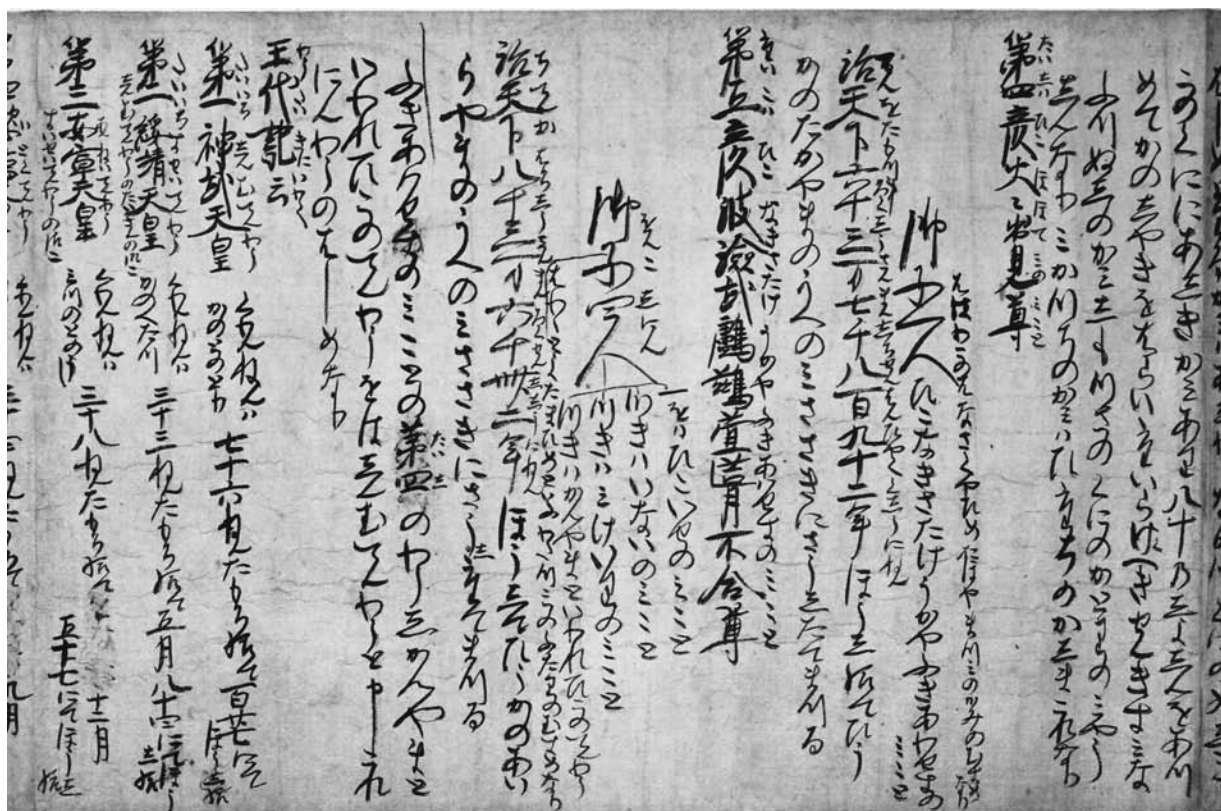
第二正哉吾勝々連日天忍穗耳尊 てんせうたいしんの御こ

御子一人 あまつひこほににきのミこと

第三天津彦々火瓊々杵尊  
はハたくはたるちひめ たかミむすひのミことのむすめなり



治天下卅一万八千五百四十二年 崩ひうかの  
あいのミささきにさうしたてまつるくにをたて  
はしめたるかミハあしわらなかつくにのぬしとす



このくににあしきかミあり 八十乃しよしんをあつ  
めてかのしやきをほらいたらけへきせんきす ミな  
ふつぬしのかミしもつさのかとりのかとのミやう  
しんなり ミかつちのかミハひたちのかしまこれなり  
たいしハひこほてミのミこと  
第四彦火々出見尊

御子一人 ひこなきさたけうかやふきあわセすのミこと  
おほやまつミのかみのむすめなり  
御子一人 ひこなきさたけうかやふきあわセすのミこと  
てんをたもつ事ろくしうさんまんしちせんはんひやくしうにねん  
治天下六十三万七千八百九十二年ほうし給てひう  
かのためかやまのうへのミささきにさうしたてまつる  
たいこハひこなきさたけうかやふきあハセすのミこと  
第五彦波瀲武鸕鷀萱茸月不合尊

御子四人  
をんこしにん  
つきハミけいのミこと  
つきハかんやまといわれひこのてんわう  
はわ、とよたまひめといわわつミのふたりのむすめなり  
ちてんかハちしうさんまんろくせんししうにねん  
治天下八十三万六千四十二年ほうしてひうかのあい  
らやまのうへのミささきにさうしたてまつる  
ふきあハせすのミこと  
第四のわうし かんやまと  
いわれひこのてんわうをは しんむてんわうと申 これ  
にんわうのはしめなり  
わうたいきにいわく  
王代記云

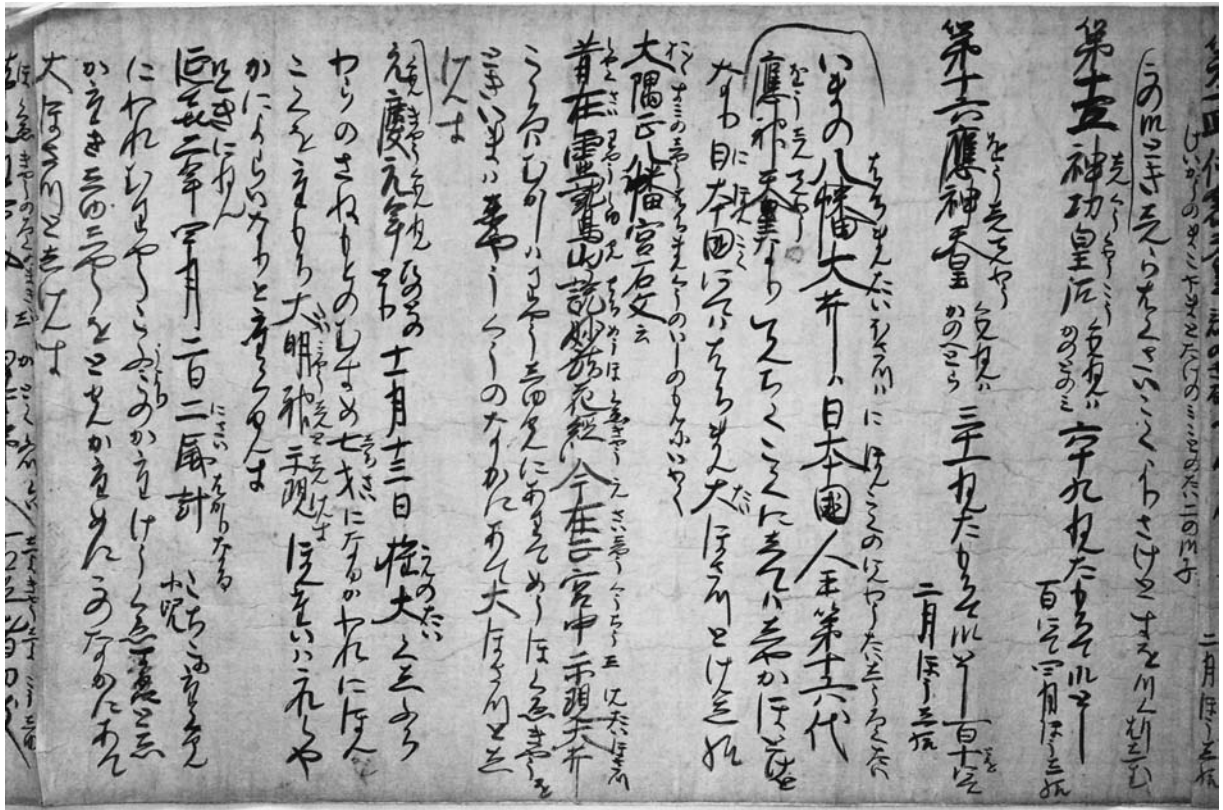
第一神武天皇  
かんのととり  
七十六ねんたもち給て百廿七にて  
たいちすせいでんわう  
第二綏靖天皇  
かんのへたつ  
八十三ねんたもち給て五月 八十四にてほ  
しんむてんわうのたいさんつの御こ  
第三安寧天皇  
あんねいでんわう  
三十八ねんたもち給て  
すいせいでんわうの御こ  
五十七にてほうし  
給

第三安寧天皇  
あんねいでんわう  
三十八ねんたもち給て  
すいせいでんわうの御こ  
五十七にてほうし  
給

このくににあしきかミあり 八十乃しよしんをあつ  
めてかのしやきをほらいたらけへきせんきす ミな  
ふつぬしのかミしもつさのかとりのかとのミやう  
しんなり ミかつちのかミハひたちのかしまこれなり  
たいしハひこほてミのミこと  
第四彦火々出見尊  
御子一人 ひこなきさたけうかやふきあわセすのミこと  
おほやまつミのかみのむすめなり  
御子一人 ひこなきさたけうかやふきあわセすのミこと  
てんをたもつ事ろくしうさんまんしちせんはんひやくしうにねん  
治天下六十三万七千八百九十二年ほうし給てひう  
かのためかやまのうへのミささきにさうしたてまつる  
たいこハひこなきさたけうかやふきあハセすのミこと  
第五彦波瀲武鸕鷀萱茸月不合尊  
御子四人  
をんこしにん  
つきハミけいのミこと  
つきハかんやまといわれひこのてんわう  
はわ、とよたまひめといわわつミのふたりのむすめなり  
ちてんかハちしうさんまんろくせんししうにねん  
治天下八十三万六千四十二年ほうしてひうかのあい  
らやまのうへのミささきにさうしたてまつる  
ふきあハせすのミこと  
第四のわうし かんやまと  
いわれひこのてんわうをは しんむてんわうと申 これ  
にんわうのはしめなり  
わうたいきにいわく  
王代記云  
第一神武天皇  
かんのととり  
七十六ねんたもち給て百廿七にて  
たいちすせいでんわう  
第二綏靖天皇  
かんのへたつ  
八十三ねんたもち給て五月 八十四にてほ  
しんむてんわうのたいさんつの御こ  
第三安寧天皇  
あんねいでんわう  
三十八ねんたもち給て  
すいせいでんわうの御こ  
五十七にてほうし  
給

第四懿徳天皇 いよくてんわう 三十四ねんたもちて (をなしき) 九月  
あんないてんわう第三の御子 七十七にてほうし給  
 第五孝昭天皇 かうせうてんわう 八十三ねんたもちて (をなしき) 八月  
いとくてんわうの御子 百十八にてほうし給  
 第六孝安天皇 かうあんてんわう 百二ねんたもちて (をなしき) 正月  
かうあんてんわう 百三十七にてほうし給  
 第七孝靈天皇 かうれいてんわう 七十六ねんたもちて二月  
かうれいてんわう 百とをにてほうし給  
 第八孝元天皇 かうげんてんわう 五十七ねんたもちて九月  
かうげんてんわう 百十七にてほうし給  
 第九開化天皇 かうけわてんわう 六十ねんたもちて四月  
かうけわてんわう 百五十にてほうし給  
 第十崇神天皇 かうしんてんわう 九十八ねんたもちて十二月  
かうしんてんわう 百廿にてほうし給  
 第十一垂仁天皇 すいにんてんわう 八十八ねんたもちて御とし百卅  
すいにんてんわう 給  
 第十二景行天皇 けいかうてんわう 六十ねんたもちて十一月御とし  
すいにんてんわうの御子 百六にてほうし給  
 第十三成務天皇 せいむてんわう 六十四ねんたもちて御とし百七にて  
せいむてんわう 給  
 第十四仲哀天皇 ちうあいてんわう 九ねんたもちて御とし五十二にて  
ちうあいてんわう 給

第四懿徳天皇 いよくてんわう 三十四ねんたもちて (をなしき) 九月  
あんないてんわう第三の御子 七十七にてほうし給  
 第五孝昭天皇 かうせうてんわう 八十三ねんたもちて (をなしき) 八月  
いとくてんわうの御子 百十八にてほうし給  
 第六孝安天皇 かうあんてんわう 百二ねんたもちて (をなしき) 正月  
かうあんてんわう 百三十七にてほうし給  
 第七孝靈天皇 かうれいてんわう 七十六ねんたもちて二月  
かうれいてんわう 百とをにてほうし給  
 第八孝元天皇 かうげんてんわう 五十七ねんたもちて九月  
かうげんてんわう 百十七にてほうし給  
 第九開化天皇 かうけわてんわう 六十ねんたもちて四月  
かうけわてんわう 百五十にてほうし給  
 第十崇神天皇 かうしんてんわう 九十八ねんたもちて十二月  
かうしんてんわう 百廿にてほうし給  
 第十一垂仁天皇 すいにんてんわう 八十八ねんたもちて御とし百卅  
すいにんてんわう 給  
 第十二景行天皇 けいかうてんわう 六十ねんたもちて十一月御とし  
すいにんてんわうの御子 百六にてほうし給  
 第十三成務天皇 せいむてんわう 六十四ねんたもちて御とし百七にて  
せいむてんわう 給  
 第十四仲哀天皇 ちうあいてんわう 九ねんたもちて御とし五十二にて  
ちうあいてんわう 給



①定 1826・1848、日 14-617、興 257、祐 88、東 235 参照 ②東 236・251、八 478 ③東 243

この御ときしんらはくさいこくよりさけとすをつくり はしむ

第十五 神宮皇后 かのかのとのミ六十九ねんたもちて御とし 百にて四月ほうし給

第十六 应神天皇 かのかのとのミ三十一ねんたもちて御とし 百十にて

二月ほうし給

いまの八幡大菩薩 はちまんたいほさつ八 はんこくのにんわうたいしうろくたい

第十六代

应神天皇 をうしんでんわうなり てんちくこくにしてハしやかほとけと

日本国 にほんこくにてハ はちまんたい大ほさつとけんし給

大隅正八幡宮石文云

昔在靈鷲山 しやくさいりやうしゆせん説妙法華經 せちめうほくみきやうこんさいしやうくうちうしけんたいほさつ今在正宮中 いまの示現大菩薩 こゝろハむかしハリやうしゆせん にありてめうほくみきやうをと とき いまハ やうくうのなかにあて 大ほさつとし けんす

元慶元年 くわんきやうくわんねんひのとの十一月十三日 こんのたい権大くしふち

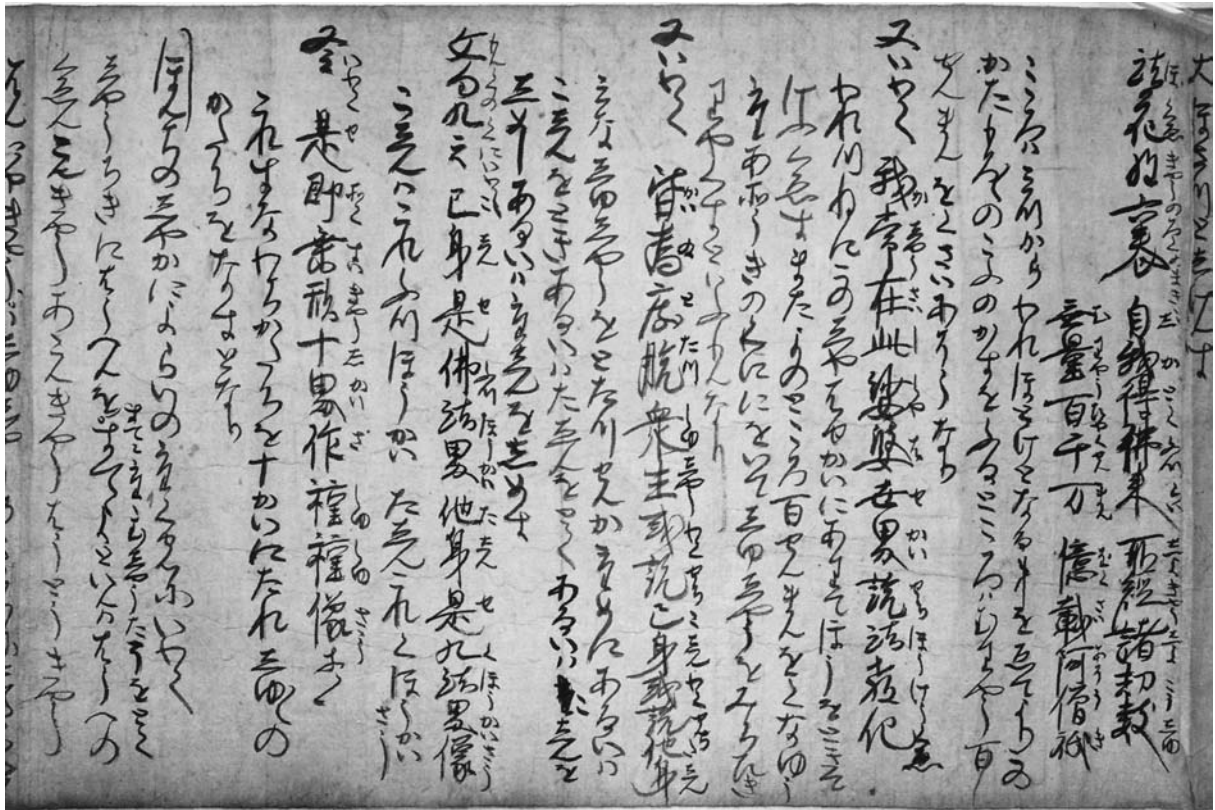
わらのさねもとのむすめ七才 しちさいになるか われにほん

こくをたまち大明神 たいみやうしんとしんけんす示現ほんたいハ これしや かによらいなりと たくせんす

延喜二年 えんきにねん四月二日 にさいはかりなる二歳計 こちこのたくせん

小兒 こちこのたくせん

に われむりやうこふこのかたけうく すに たし かたきしゆしやうをとせんかた にこのなかにあて 大ほさつとしけんす



①大 9-43b ②大 9-42b ③大 9-42c ④大 33-811a ⑤大 33-766a

ほくきやうのろくのまき□□□□<sup>(い)わく(ま)</sup>  
法華經六卷 自我得仏来<sup>①</sup> 所経諸劫数<sup>しよきやうしよこうしゆ</sup>

むりやうひやくせんまん 無量百千万 億載阿僧祇<sup>をくさいあそうき</sup>

こゝろハミつからわれほとけとなる事を憑てよりこの  
かたもろのこふのかすをふるところハむりやう百  
せんまんをくさいあそうなり

又いわく 我常在<sup>②</sup>此娑婆世界説法教化<sup>かしようさいししやはせかいせちほうけうくゑ</sup>

われつねにこのしやはせかいにありてほうをときて  
けふくゑす またよのところ百せんまんをくなゆう  
たあそうきのくにをいて しゆしや<sup>③</sup>をみちひき  
りやくすといふもんなり

又いわく 皆為<sup>④</sup>脱衆生或説己身或説他身<sup>かいはとたつしゆしやうわくせちこしんわくせんちたしん</sup>

みなしゆしやうをとたつせんかために あるいハこ  
こしんをとき あるいハたしんをとく あるいハたしんを  
しめし あるいハたしんを<sup>⑤</sup>しめす

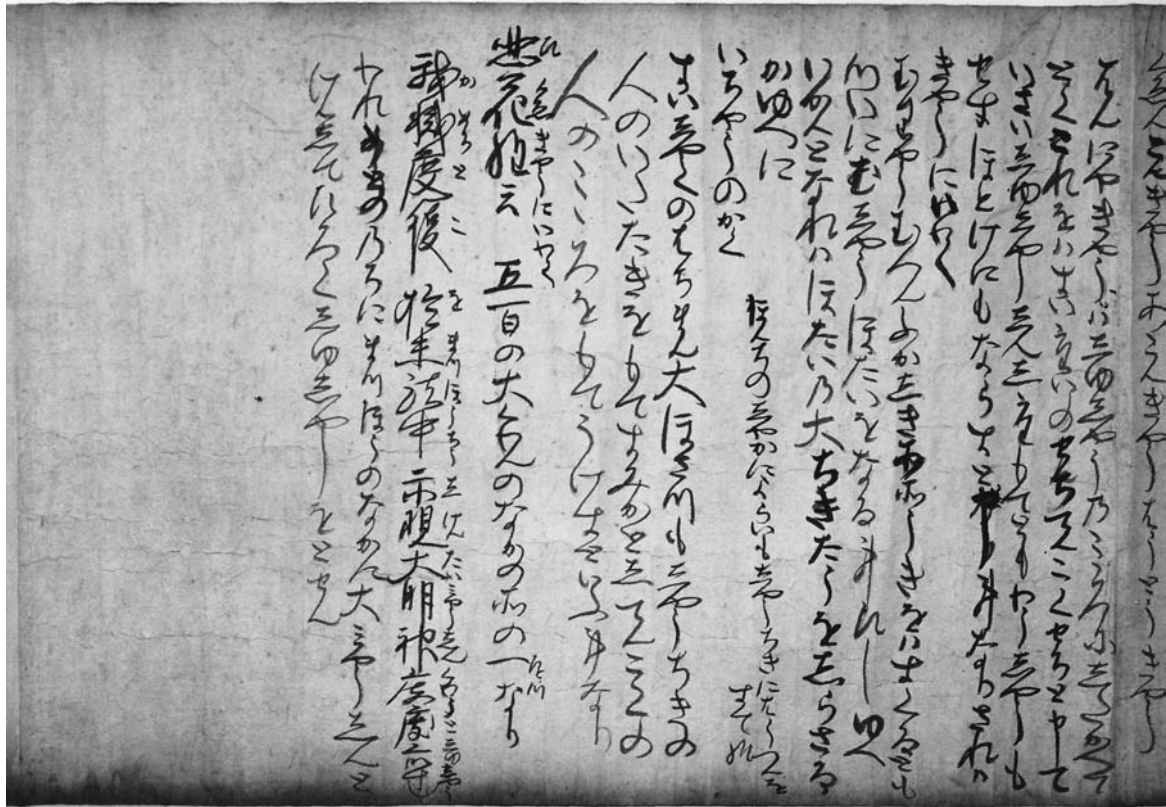
もんくのくにいわく<sup>⑥</sup>こしんせふつほうかいたしんせくほうかいさう  
文句九云 己身是仏法界他身是九法界像

こしんハこれふつほうかい たしんこれくほうかいさう  
い<sup>⑦</sup>わく<sup>⑧</sup> <sup>せそくすいきやうしかいさしゆしゆさう</sup>  
又云 是即垂形十界作種種像等云々

これすなわちかたちを十かにたれしゆの  
かたちをなすとなり

ほんちのしやかによらいのたくせんにいわく

しやうちきにはうへんを<sup>⑨</sup>すてよといんハ<sup>⑩</sup>はうへの  
くゑん<sup>⑪</sup>こん<sup>⑫</sup>きやう あこんきやう はうとうきやう



①大9-387a ②定1848・祐88・東244 参照 ③日14-616・興256・祐88 参照

はんにやきやう。ハしゆしやう乃こゝろにしたかへて  
 とく これをハすいたいの セ ちてんこくせちと申て  
 いさいしゆしやう しんしたもてども わうしやうも  
 セす ほどけにもならずと 申事なり されハ  
 きやうに いわく わく そうき あ そうき あ そうき あ そうき あ そうき  
 ①むりやうむへんふかしき あ そうき あ そうき あ そうき あ そうき  
 ついに む しやう ほたい をなる 事えし ゆへ  
 いかんとなれハ ほたい 乃 大 ち き たう をし らざる  
 かゆへに ほんちの しや かに よらい も しや う ち き に はう へん を  
 いちやうのかく すて 給  
 すいしやくのはちまん大ほさつもしやうちきの  
 人のいたたきをもてすみかとし てんこくの  
 人のこゝろをもてうけすといふ事なり  
 悲 ひく あ さ やう に い わく  
 華 經 云 五百の大くわんのなかのその一なり ひとつ  
 我 かめ ちと こを まつ ほう ちう しけん たい ミ やう しん く わう と し ゆ し やう  
 度 後 ちに 重ね 書き 末 法 中 示 現 大 明 神 広 度 衆 生  
 われめ の 乃 ちに まつ ほう の な かに 大 ミ やう しん と  
 けんして ひろくしゆしやうをとせん